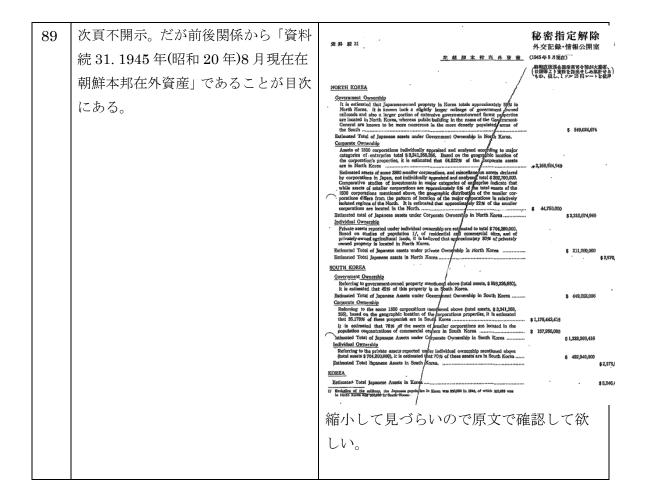
文書番号 525(22)「日韓会談重要資料集」1960.4.1

頁	開示前		開示後	
51	次頁不開示		依然、同じように不開示	
53	3. 諸未収金項目別駅算金額提示並びに日本側資イA の 部 注文品代金前渡金  /  /  B の 部 在外日本軍部機関の供託金等   麻楽代金未収金 (日本厚生省外)  交通部選質乗車渉代その他未収金  本産物供出代金未収金  本収金  本収金	今と照合依頼の件 6,187,067 円 2,207,088 / 801,016 / 132,603 / 282,806 / 841,745 / 1,933,193 / 12,985,725 / 31,930,386 / 5,965,627 / 53,995,432 /	3. 諾未収金項目別機算金額提示並ぶに日本側資 A の 部 事好需業株式会社注文品代金前渡金 京 城電 気株式会社	科と照合依頼の件 6,187,067 円 2,207,088 タ 801,016 タ 132,603 タ 282,806 タ 841,745 タ 1,933,193 タ 12,985,725 タ 31,980,386 タ 5,965,627 タ 53,995,432 タ
	工事前渡金	255,542 //	<del>農地開発營</del> 丁事前渡金	255,542 /
JJ	Dの部(保留事項) 正式提示を留保する請求権項目及び概算金額 1. 関する件	èc . · · ·	Dの部(保留事項) 正式提示を留保する請求権項目及び概算金額 1. 韓国人官吏に対する恩給等諧未払金(日本恩給 関する件	局によれば約5億円)に
97 ∼	「資料 26 昭和 33 年 11 月 4 出第 1 次返還要求船舶リスト	. ,,, ,	依然、同じように墨塗りのま	ま
98	主」の名が全て墨塗り	, A D /4H		

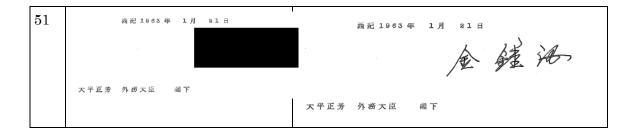
# 文書番号 526(23)「日韓会談重要資料集(続)」1962.7.1

頁	開示前	開示後
42	「資料続 7.連合国最高司令官の指令	17 金剛丸、18 無頭山丸、19 海運丸、23 初
	に基づいて韓国に返還された朝鮮置	雪丸、24 朝凪丸の船主が「朝鮮総督府」と
	籍船」の「船主」「引渡者」「受理者」	開示。36 第 1 唐津丸の船主は「不明」と開
	の名が全て墨塗り	示。
42	「資料続 9. 昭和 26 年 11 月 24 日日	依然、同じように墨塗りのまま。
	本側提出船舶問題(a)に関する19隻の	
	リストの「船主」の名が全て墨塗り	



## 文書番号 652(26)「日韓予備交渉第 21-25 回会合記録」1962.7.1

頁	開示前	開示後
5	一般請求権を法的根拠のあるもの	一般請求権を法的根拠のあるものに限り 7,000
	に限り●●●●●●程度支払う	万ドル程度支払う
7	中段、6 行程が墨塗り	2 行程が依然と墨塗りだが、「むしろ、調停期間
		中に双方で受諾可能な案を作り、これを調停の結
		果だということにして受諾するというやり方な
		どもありうると思う。」という部分が開示。
23	国交正常化後●●●●●●●●	国交正常化後たとえば 1 年間日韓双方が合意す
	••••••	る調停期間による調停に付し、これにより問題が
	●●●●●●●●本問題を	解決しないときは、(2)本問題を
28	下段の3行が墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
29	日本側としては●●●●●●●	日本側としては調停等で解決しない場合には最
	●●●ICJ で解決するという保障	終的には ICJ で解決するという保障
"	中段、8行程が墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま



文書番号 687(27)「大野次官、金裕沢大使との会談」1962.12.25-1963.2.1

頁	開示前	開示後
6	請求権の相互放棄を行っても、●	請求権の相互放棄を行っても、被徴用韓人に対す
	••••••	る未払給料等の支払いについては考慮の余地があ
	•••••	る旨述べた。
<i>]]</i>	大蔵省に計ったところ、●●●●	大蔵省に計ったところ、これに対し大蔵省は支払
	••••••	い可能の項目として(二)のうち、1、2、5 および
	••••••	帰国韓国人一般労務者に対する未払賃金計四億円
	••••••	を挙げてきた。
IJ	再確認し、●●●●●●●●●	再確認し、米軍政府のヴェスティング・デクリー
	次頁以下2頁不開示	の効力を承認する。
		(二)前記特定のものとして、左記を個々の証憑書
		類確認の上、支払う用意ありとして提案する。
		1、引揚韓国人の税関預り金
		2、軍人、軍属および政府関係徴用労務者に対
		する未払給与
		3、戦傷病、戦歿軍人、軍属に対する弔慰金、
		年金
		4、一般徴用労務者のうち負傷者、死者に対す
		る弔慰金
		5、未払恩給
		6、閉鎖機関及び在外会社の整理財産のうち、
		韓国人名義で供託されるもの
		(三)別に政府所有の朝鮮関係国宝若干の贈与、
		(注)左記項目について韓国側より要求ある場
		合には、韓国に残置せる財産と相殺すべきも
		のなる趣旨をもつて対処する。
		1、郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険およ
		び年金
		2、在韓日本支店銀行預金

	3、私営保険責任準備金
	4、在韓日本商社、公団その他の対日債権
17 Aの部 注文品代金前渡金 本一八中の本中 円 では大田本側資料と照合依頼の件 ペープ・マース・リーニース・リーニース・リーニース・リーニース・リーニース・リーニース・リーニース・リース・リーニース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リース・リ	Aの部 Aの部 の部 の部 の部 の部 の部 の部 のが のが のが のが のが のが のがの気株式会社 のが のが のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、

18	工事的渡金	·
19	正式提示を留保する請求権項目及び概算金額	工館円)に関する件で関する件で関する件がで、数国人官吏に対する原給等諸未払金(日本恩給局によれば約正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

文書番号 718(28)「日韓政治折衝に臨む日本側の基本方針」1962.3.7-14

頁	開示前	開示後
3	下段 5 行墨塗りと次頁以下 5 頁不開示	(但し、法的地位問題をとりあけるのは、
		行なわれるとの非難を避けるための政治的考
		慮に基づくものであり、本問題だけにつき早 急に結論を出す意図ではない。)

4~8 頁は完全不開示だったものが新たに開示されたので、開示された頁を下に複写する。

5 頁

4 頁

### 3. 請求権問題

### (/)`一般請求權

(1) 先ず、韓国伽藍京の『8項目』に関し 従来よりの事務折衡にかいて離離してき た主要な点、すなわち、軍令33号やい わゆる「米国解釈」等をめぐる決律論、 証拠書類の有無、南北鮮の問題、為替シートの問題等を十分計離する。(これら を十分計離することにより、金額中名称 に関するとにより、金額中名称 に関するとにより、金額申れる。) を納得せしめやすくなるものと思われる。) 対 離別ということを前提としていない かて困難であること、(ii) 関係決規が明 が の独立ということを前提としていない こと、(iii) 全部分請求権から南部分を算

 6頁

- (1) できりれば韓国側をして請求権を放 築せしめ、これをりけて日本側から一 定金額を贈与する方式
- (並) (韓国側が(ゴ) に応じない場合は)日本側より一定金額を贈与し、これをうけて韓国側が請求権の完全かつ最終的な解決を確認する方式

のいずれかに落付けることとする。

(f) 次に、各項目毎に、上記回の考え方に基づいた日本側の基本的見解を明らかにし、それとともに、総額についてのわが方の数字を示す。(先方が要求すれば、機算の経緯も一応は説明するが、詳細な機算基礎にはなるべくふれないこととする。なか、意見交換の結果として総額が

8頁

交渉を行なりのが得策と判断される。(外務省 A 案よりも小さい数字を出すことも可能ではあるが、その場合は、これ以上がれるとの強い態度がとれず、であるとの強い意度があるとの強い意味で説得力を欠き、他方、軍事の性格にかんがみ、小さい数字の出するという交渉のようと思えない。また、他田総理も、テレ対談等にかいて、外務省 A 案のような考え方で本件を解決する意向であるととをすてに表明されている。)

なお、交渉の最後の切り札としては、 対韓無付債権4573万ドルの権引きと いう方法があるが、これは交渉の最終段 階まで留保してふれないこととする。 7頁

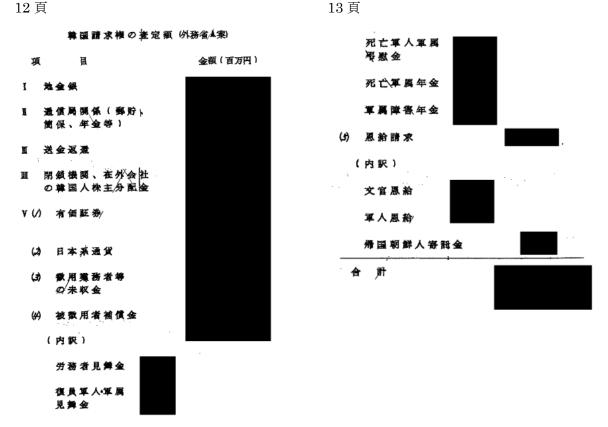
若干増減することはありうる。)総額と して示す数字は外務省A案(総額約/億 ドル、別添参照)を使用するなととする。

外務省A案を使用する理由は、同案は 日本の国会や国民に対して説明しりる合理的根拠をもつた最高の案で、これ以上のものは国内的に説明がつかぬものであるからである。(上配向の如く、請求権という名称を避けて本件を解決する場合も、支払う金額には何らかの合理的根拠が必要である))

従って、最初からこのような楽を出し、 韓国側に対し、これ以上は譲ろうにも譲 れない冒強く説明し、韓国側がこれに応 じなければいつまでも待つという方針で

頁	開示前	開示後
9	上段、5 行墨塗り	() 支払い方法につき韓国側から質問があ
		つた場合には、贈与分、有償経済協力分
		ともに日本の生産財による方針であると
		とを明らかにするとともに、双方合わせ
		て大体年額 5000万ドル程度を限度と
		したい旨説明する。
11	上段、10 行墨塗り 次頁以下 2 頁不開示	4 経済協力問題
		長期低利(債産期限20年、うち期置・年、
		金利4パーセント、輸銀および基金の共同融
		要)の経済協力 2 億ドルを最終案とし、さし 当り / 5 億ドルからきり出すこととする。対
		象プロジェクトとしては、現在韓国政府が最
		<b>優先的にとりあげている(1)発電、(11) 交通、</b>
		通信、港灣、(道) 鉱山、(ly) セメント、肥料、
		∀石油精製等のうちから適当なものを選択す
		るものとする。

12~13 頁は完全不開示だったものが新たに開示されたので、開示された頁を下に複写する。



18~27 頁は完全不開示だったものが新たに開示されたので、開示された頁を下に複写する。

18頁

## 要綱 6 に対する方針案 (未定精)

昭 3 7. 3. 8 条約局法規課

ん 要綱 & に対する基本方針

わが方の基本方針は下記の 4 項目を主要な 内容とするのが適当と考えられる。

(/) 在日韓人(法的地位に関する協定におい て認められるもの)を除くすべての韓国人 の日本政府及び日本人に対する私的請求権 は、本請求権解決によつて一切解決すみと する。

(注/)法的地位に関する協定においては 「在日韓人」の定義はおかれない見込 であるが、「太平洋戦争の戦闘の終止 の日以前から引続を日本国に居住する 韓国人(平和条約発効の日までに生れ

19頁 たその子を含む)で韓国籍を証明する 文書を提出するもの」に対して永住許 可を与える方針となつており、事実上 それが「在日韓人」の定義に相当する。 この範囲は実際上韓国在日代表部の証 明により決定されるから、厳密には在 日朝鮮人をすべてカバーするわけでは ないが、理論上は立法手続の問題にす ぎないと考えられる。(在日韓人の問 題については後述 2参照。)

> (注2)平和条約第4条(a)項に規定する(性 民」は、平和条約発効時現在における 「住民」と解するのが条約解釈の原則 上は自然と考えられる。

> > このように解する場合、同条に規定

## 20 頁

する「住民」の範囲と、上記「在日韓 人を除くすべての韓国人」の範囲は、 理論的には一致しない可能性がある。 しかし、実質的にはその差は無視しう る程度のものと思われる。

(2) (韓国側が相互放棄を要求する場合)
平和条約第4条 b 項の解釈の確認(1t 1s understood 方式)の規定をおき、韓国側に対しては実際上はこの規定によつで韓国側全面放棄とほぼ同一の結果になる旨の説明を行なう。

22 頁 立法措置による方式(ただし上記(3)の(注/)に述べる問題がある)(2)行政的措置により債務者の自発的支払を求める方式(3)債務者に債務を確認せしめる方式(4)債務者の支払意見を確認する書簡を請求権協定の付属文書とする方式などが考えられる。

## 存続請求権

- (f) 閉鎖機関、在外会社の在日財産清算 定上は一括して上記例外中に含ませ に伴う在鮮韓国人株主(本来の株主に 明してさしつかえないであろう。) 限る)に対する残余財産分配分の請求 (f) 平和条約発効後発生した私人間請
- (ロ) 生命保険準備金に対する在鮮韓国人の請求権

(2) 無記名有価証券類(社債株式を含む)

## 21 頁

(3) 一般的に時効の適行停止の措置をとることは認めない。

(注/)国交正常化まで時効の進行を停止することは、多くの請求権に関して既に完成した時効の効果を否認する結果となるから、一種の財産権没収として補償問題に発展する惧れがある。したがつて条約中に特別立法措置を講ずることなく、 民法第/6/条その他関連法原則上の判断は裁判所の認定に添ねるのが適当である。

(A) 以上に対する例外として次にかかげる語 求権を存続せしめ、これについては債務者 による時効の援用を行なわない。

(注1)時効援用の排除の方式としては、(グ

## 23 頁

に対する在鮮韓国人の請求権(現物呈示を条件とする)

- (注2)無記名株式については株主権は時効の対象とならず、また軍令第33号により没収されたものを排除することも実際上不可能であつて、協定上除外例としなくても現物呈示によりすべて完全な権利を認めさるをえないものと思われるが協定上は一括して上記例外中に含ませて説明してさしつかえないであろう。)
- (注3) 平和条約発効後発生した私人間請求権 (注3) 平和条約第4条 a 項の解釈上、同条 約発効時現在で同条に該当する財産及び 請求権が爾後の特別取極の主題となると 考えられるから同条約発効以後発生した

## 24 頁

請求権を放棄の除外例とすることには問 題がないが同条約発効前の請求権の中存 続を要するものがありうるので

- (I) 軍合第33号公布以後発生した請求 権
- (II) 日韓貿易再開以後発生した請求権 などの代案も考えうる。

### 26 頁

る。

- (2) 要綱4: 残余財産分配分は在日韓人に対しても支払われていない。(時効との関連は不明)
- (ラ) 要網よの(が): 記名有償証券の支払いは 行つていないと思われる。株主権につい ても検討を要する。
  - (R) 要網5の(2):日本系通貨はなし。
  - (3): 徴用者未収金はなし。
- (h) 要網5の(4):補償金はex gratia 支払い であるから当然には在日韓人には均霑し ない。
  - (労) 要綱5の(s):在日韓人に対する恩給は 恩給法の実定的規定適用がさけがたいか ら、(/)軍人恩給(復活が昭和28年)(2)

### 25 頁

- 2. 在日韓人の問題
- () / () に規定する在日韓人の除外は、平和 条約第4条(a)項の解釈(「第2条地域の住 民の財産及び請求権」の処理を特別取極の 主題とする)上当然と考えられる。(勿論 第4条(a)項上わが国が義務づけられている 対象範囲をこえる取極を行なうことは可能 である。)したがつてこの点は要綱6のみ ならず/~5についても問題となる。その 場合、検討を要するcomplicationsを摘記すれ ば次のともり。

(1) 要網 / : 地金銀関係はなし

(ロ) 要額 2 : 通信局関係の郵貯簡険の中、 朝鮮通信局受付の分は支払いに応じてい ない。逆に韓国側請求中には含まれてい

### 27 頁

未裁定分については支払いの根拠なく、 (3) その他既裁定分については、平和条約 発効時打切りとならざるをえない。

引揚者受取金関係はなし

- (i) 要網よの(d):生命保険については日本を契約地、支払地とするものには支払いに応じているが、朝鮮における契約分は支払いに応じていないものと思われる。
- (図) 要網6:以上(か~(の)に含まれない私人間請求権については、日本人間請求権と全く同様であつて、時効停止その他特別措置を講する必要は全く存在しないと考えられる。したがつて、請求権協定上はもとより、わが国内法上も何ら特別の手当をする必要はない。

頁	開示前	開示後
38	下4行と3文字が墨塗り	協差上に設けることら主境しているのに対し
	福差上に設けることなる地にている	日本側は、それには終まけにたじられないとの
		歴度をとっている。韓国側が国籍確認。
		玄明うとこまで、国教するかしまわからないから
	GA-6 外醫育	10本側としては、役者より、四分等において、
39	上段、5 行墨塗り	到野车岛 a 北半部 1、月地域 S 车美上支配。
		しているあわかられることを急慢において
		文字していると説明してきな経緯するタの
		で、この韓国国要だになっまっとまれば、国内的
		1、卵帯な困難に色面まることは以至である。
42	上段、5 行墨塗り。続く次の 43 頁、上段、2 行墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
44	3ヵ所墨塗り	それぞれ「1億ドル」、「7~8000 万ドル」、 「7000 万ドル」

文書番号 1128(35)「日韓国交正常化交渉の記録 (請求権・法的地位・漁船問題合意事項イニシャアル)」1965.2.15-4.3

頁	開示前	開示後
133	下段、約4行が墨塗りと次頁不	依然、同じように墨塗りのまま
	開示	
134	上段、約5行が墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま。だが前後関係か
		ら李東元外務部長官が金東祚大使を帯同し天皇
		に拝謁した時の内容に相違ない。
174	日本漁船に関連するわが方の請	日本漁船に関連するわが方の請求権(業界の計算
	求権(●●●●●●●)	では約 72 億円)
174	下段の7行が墨塗り	しかし右の案は国内補償を伴うため大蔵側の
$\sim$		強い反対あり、むしろこの問題は日韓交渉成立後
175		も棚上げにして置くことを選びたい意向である。
		この案は国内補償を伴わぬ利点あるも、被だ捕者
		は半永久的に何等の救済を得られない結果とな
		る。また、従来の国会答弁の趣旨(懸案一括解決に
		含める)とも異る結果となる。
175	最下段の1行と続く次の頁上段	(二)38 度線以北の韓国側領域の部分に対する日
$\sim$	4行が墨塗り	本側請求権
176		南北統一の際まで棚上げにする。(国会より、懸
		案一括解決にあるとの批判あるべきも、例外的事
		項として押返す)

185~187 頁の「2 頁完全不開示と次の頁 16 行の墨塗り」が開示されたので、開示された 頁を下に複写する。

185 頁

186 頁

中入れ七 計場, 12-184
(2) 大截有 a + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 + 10 +
(1) 大蔵省の申入れ
大截有は 計水推例與以 性名な日韓
支持1:より解決されることを警戒していた。
それについて、多時の大蔵省理財与り債課
長 返奏講 = 氏は「日韓全談にかける請
木権門題について」の中で次のとかり述べ
ている
私共としては大平・
金了解はその他の問題が何も解決していない
のに詮資協力の先取られであり、その後の韓
国とのいわゆる広い意味の請求権交渉は韓国
側から大平・金了解の経済協力をもつと具体.
的にはつきりせよという要求であつた。片方
では漁業交渉がしてらちがあかないの
に 経済協力の話を進めること自体が、また先取

187 頁

頁	開示前	開示後
190	次頁以下 12 頁不開示	次頁以下 11 頁不開示
190	次頁以下 12 頁不開示完全不開示	次頁以下 11 頁不開示  (B) 外 方 大 東 式 素 a 提示 l 大 蔵 者 a 2 場  外 相 全 弦 で は 3 月 2 × 日 (第 1 回) に  前 記 a 韓 園 素 a 提 去 を み、これに対すして  日 本 側 か b 3 月 2 7 日 (第 4 回) に 大 臣 試 条  として
223	と記していたが、●●●●●	* * /示 、 た と記していたが、この表現について対して大蔵省側ではきわめて不安に思っていた。
224	仕方がない』といわれたけれど、 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	仕方がない』といわれたけれど、私ども大蔵省としては『具体的に韓国側要求の請求権を消すことにしないと具合が悪い』と主張しなければならなかった。
"	3 行墨塗り	全部を含むと韓国側が従来主張していたことに 着目し、それを引用して何とか文章をひねれば全 部消えることにできるつもりがあつた。
225	下段約 4 行墨塗りと続く次の頁	大蔵省としては、従来から請求権の方ははつきり
$\sim$	3行が墨塗り	きめられないままほつぽらかされ、今度も経済協
226		力の方だけをとられるのは具合が悪いし、それに 韓国側はいろんな請求権がまだあるのだという 顔を現にしていたから、『それでは困る。韓国側 請求権が全くなくなることがイニシアル文章で 明らかにならねばならぬ』と
227	約4行墨塗り	大蔵当局は、とくにこの8項目の解消されるべき 旨一札とつておくことを強硬に主張し、これが入 れられなければ合意事項の閣議決定に印をおさ ないとまで主張した。

文書番号 1224(43)「一般請求権徴用者関係専門委員会会合(第1~4回)」1962.2.13-27

		-門委員会会合(第 1~4 回)」1962.2.13-27 開示後
頁	開示前	, , , , , ,
3	陸軍関係●●●●●●●の数字	陸軍関係 143,373 人の数字
3~	該当部分全部墨塗り 	「軍人軍属については内地、朝鮮、南方方面
4		所在の各部隊ごとに名簿があり、終戦後、各
		地より復員してくるごとに名簿を提出させ、
		それを昭和 25.6 年頃に集計したものが約 14
		万に達した。一方、陸軍省が昭和20年3月
		全国の留守家庭に届出させ、それをまとめた
		数字と各部隊がもつていた負傷者、死亡者の
		断片的な資料を合わせたものが約 11 万人と
		なった。 上述の 14 万とこの 11 万の数字を合
		わせると約 25 万になるが、調査の結果、両
		数値の性格上、当然ダブつており、その照合
		作業を進めた結果、結局 143,373 人に落着い
		たのである。
		11 万と 14 万の開きは時間的なずれと留守家
		族の思い違い、部隊名簿の整理の不完全によ
		るものであると考えられる。しかし、日本側
		の提出した 143,373 の数字については現在
		名簿、カードともにそろつており、真実の数
		値であると確信している。想像であるが、韓
		国側の数字は上述の11万と14万を加えたも
		のではないかと思う。」
4	海軍関係●●●について説明	海軍関係 98 千人について説明
5	(軍人軍属の身上台帳、朝鮮分を)整理	(軍人軍属の身上台帳、朝鮮分を)整理綜合し
	綜合した数字が、●●●●●である。	た数字が、98,968 人である。
11	日本側の●●●と韓国側の36万	日本側の 24 万と韓国側の 36 万
11	海軍は韓国側の推定数と●●●違う	海軍は韓国側の推定数と2万位違う
$5\sim$	軍人軍属合わせて終戦当時●●●	軍人軍属合わせて終戦当時内地に約 1 万 7
6	••••••	千、朝鮮に約8万、その他の外地に残り約5
	●●程度いた	万程度いた
6	特別志願兵制度の数字、8行が墨塗り	13年に400人、14年に600人、15年に3,000
		人、16年に3,000人、17年に4,400人、18
		年に 4,400 人が志願入隊し、19 年からは徴
		兵令が実施され毎年 5 万人づつ召集された
	L	

		が、昭和20年には、そのうち6~7割しか入
		隊していない。これら全部を合計しても約12
		万にしかならず、
7	軍人恩給については●●●●考え	軍人恩給については増加恩給以外は考えら
	られない	れない
"	金額については●●●●●●●●	金額については昭和23年に支給額が26倍に
	••••••	増額され、27 年まで在職公務員のベースア
	••••••	ップ率に応じて増額されている。

11~16 頁まで完全不開示だったが、開示されたので、下に複写する。

## 11 頁

## 12 頁

	身	分	復 員	死亡	81
陸	軍	人	89,108	5,870	94,978
Œ	軍	属	45,404	2,991	48,393
		at	134,512	8,861	143,37
海	軍	. <b>人</b>	21,008	308	21,31
軍	軍	属	64,639	13,013	77.65.
	-	計	85.647	13,321	98,968
合	¥	٨	110,116	. 6,178	116,294
at	重	嶌.	110,043	16,004	126,047
		<b>計</b> .	220,159	22/82	242,34

注 / 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区 別を行なつていない。

2 本計数には日本在住者を含む。

	韓国側:	主張数值	
	被後用	者 数	
	労務者	軍人、軍展	合 新
生存者	648.081	282000	930.081
死亡者	12603	65.000	77603
負傷者	7.000	18.000	25.000
合 計	667.684	365000	1.032684

種	類	人. 負
年	金	35/20
E	诗金 .	2 0. 2 6 8
合	· 計	5 5: 3 8 8

# 13頁

			ŧ	ř	涯	ì	愿	į	ê			#	t	hi	恩	¥	1		瞽	通	ŧŧ	ŧ.	h	料		2	1	扶	<b>B</b>	抻	Η	1	A					Ħ	f
		7	ς.	J	1	i	金	2		额		人	員	Ī	金	1	E	7	$\bar{\zeta}$	ţ	1	Ś	ż		額	人	員	金	1	額	Τ,	Ĭ.	J	Ę	1 . 5	金		1	質
丈	恩裁局	Z.	7	5	人华	,		8.	5	子 6	F.		)	7		Ŧ	円		ψ.	2	人 7	2	٨.	2 ·	円24	4	<u>۸</u>	<b>5</b> .	7 2	ΤΡ 7 3	2	. 2	2	人8	,	4	4.	9	TF 5
	朝督事 鮮道教 総知定	4.	6	2	6	2		9.	г	9	5							,:	0	0	6	¥	/.	5 1	73						5.	6	3	.2	2	6	/.	4	6
官	群	6.	3	8	0	3	3	8.	4	5	7							/.	4	3	3	6	2.	7 5	7	4	17	<i>5</i>	•	7 3	7.	8	6	0	4	0	6.	4	2
軍人	恩 長 栽 局 定		/	3	9					3	3	,	, ,	,	/	/	8				7		-		,		-					,	7	6				/	5.
合	恩 長 敷 島	1.	9	/	3	,	./	8	.3	9	5	,	, ,	,	/	/	8		4	3	4	2	1.	2 .	2 5	4	47	<b>5</b>	/, :	7 5	2	4	0	4	1	4	<i>5</i> :	/	/ .
	朝督事 鮮 道裁 総知定	4.	6	2	6	2	/	9.	8	9	5							1.	o'	c.	6	4	<i>/</i>	5 7	7 3						5.	6	3	.2	2	6	/.	4	6
計	計	6.	5	3	9	3	3	8	4	9	0		,	,	/	/	8	1.	4	4	0	6	2	7 9	7 8	4	47	5.	/ :	7 3	8.	0	3	6	4	0	6.	5	7

注 / 本計数は全朝鮮分であり、南北鮮の区別を行つていない。 ユ 本計数には、日本在住の恩給権者を含む。

### 14 頁 15 頁 別添り 旧朝鮮地区に本店のあつた閉鎖機関 別添 4 および在外会社の新会社闘 引揚朝鮮人からの保管物件集計表 法 人 名 新会社名 閉鎖 辍 朝 朝 餅 銀 行 株式会社日本不動産銀行 10,048,746.63 在 外 会 社 小林鉱菜株式会社 ダイジェット工製株式会社 3,994,89250 " 大日工聚株式会社 大日鉛工聚株式会社 640.00 株式会社丁子屋商店 株式会社丁子屋商店 9,820.00 " 日室鉱聚開発株式会社 日室鉱菜株式会社 日本高周波重工業 日本高周波鈞莱祢式会社 備 券 (CRB\$) 460,000.00 株式会社 軍 票(PESO) " 京仁商船條式会社 796.00 大仁商船株式会社 日硬產業株式会社 日硬陶器株式会社 35.00 B号軍票 西日本汽船株式会社 新西日本汽船株式会社 (注) 南北鮮の区別をしていない。 豊国製粉株式会社 金千代倉庫株式会社 16 頁 黄海最栗祢式会社 豊国製粉株式会社 斉盛合名会社 在 外 会 社 朝鮮皮革株式会社 同和皮革株式会社

斉藤精米株式会社 株式会社大橋農場

大橋林爽株式会社

."	日本耐火材料株式会社	日耐株式会社
	成欲鉱菜株式会社	美岘鉱業株式会社
"	朝鮮石油株式会社	石油化学工業株式会社
	TA A C. Jah. J. J. Ch. dia via alc.	株式会社新開地映画館
"	半島農業土木株式会社	新開地土地株式会社
"	朝鮮到船株式会社	東京郵船株式会社
	株式会社朝鮮貯蓄銀行	貯銀與藍株式会社
,,	株式会社朝與銀行	株式会社朝興社
,	株式会社朝鮮商業銀行	大昌商事株式会社

頁	開示前	開示後
19	陸軍関係では軍人軍属合わせて内地	依然、同じように墨塗りのまま
	に約●●●●がいた	
"	留守宅別に●●●●●の名簿をもっ	依然、同じように墨塗りのまま
	ていた。	
19	すなわち●●●●●●●●●の数	依然、同じように墨塗りのまま
~	を在内地陸軍軍人軍属として出した	
20		
20	海軍関係については●●という数字	依然、同じように墨塗りのまま
20	陸海軍合わせて在内地の朝鮮人軍人	依然、同じように墨塗りのまま

	軍属数は●●●				
23	日本不動産銀行はさらに株式業務を	日本不重	力産領		
	●●●●●に委託している。				している。
24	日本不動産銀行又は●●●●●が	,,,,,,,,			日本証券代行株式会社
	保管している株式等			へる株式等	
29	中段、約2行が墨塗り				
	1100 = 1100 = = 2				で推定を行つていると
		述べた。	_	C - H - H	1,111/2 2 1,1 = 1 = 0 =
34	  現在整理中の在外会社一覧表の「法人	法	人	名	本店又は主たる事務所の所在
	  名」と「本店又は主たる事務所の所在			康生会	京城府龍山区
	   地」が墨塗り	日鮮礦業			成鏡北道鏡城郡
		秋田証券			京城府中区
		金 融	組		朝鮮地区626ヵ所
34	次頁不開示	依然、同	司じ」	こうに不開	·  示
44	今回、墨塗り部分が開示されたので	大蔵省側	リより	) 供託金を	と一括取扱っていた法
	右欄に記す。	務省と原	京所領	管庁である	る陸、海、労働の各省
		との間に	二約	6 千万円の	の重複があり、この点
		は第 2	次会	談で説明)	してある。この外、労
		働省関係	系の分	うで誤があ	らるが、これについて
		は目下調	間査中	口であると	説明した。
49	今回、墨塗り部分が開示されたので	朝鮮地区	区にス	本店又は主	Eたる事務所を有する
	右欄に記す。	法人であ	かつ~	て在外会社	上に指定されたものは
		当初 300	0 法	人以上であ	あったが、その後清算
		の対象と	こなる	る在日資産	<b>産がないことが判明し</b>
		たため、	在外	<b>卜</b> 会社の指	旨定を解除されたもの
		があり、	結月	- 朝鮮地区	区に本店又は主たる事
		務所を有	すする	5在外会社	:は 188 法人である。
		韓国側に	ま、 草	明鮮地区に	二本店又は主たる事務
		所がある	る法人	、は 300 沿	<b>生人以上あるといわれ</b>
		るが、韓	韋国伯	則からその	)リストを貰えれば、
		チェック	した	こい。	
50	下段、約3行が墨塗り	また30	社を	越える北韓	朝鮮地区に本店又は主
		たる事務	务所る	を有する法	<b>去人も含まれているこ</b>
		とに留意			
54	上段、約3行が墨塗り				<b>阿鮮地区の韓国人契約</b>
		者に対応	いする	る分として	ては、その一割程度で

		あり、会社数も18社となつている、
56	傷病者の合計は●●●名(軍人のみ)	傷病者の合計は 227 名(軍人のみ)
58	海軍関係傷病者●●●	海軍関係傷病者 227 人

62~71 頁まで完全不開示だったが、開示されたので、下に複写する。

## 62 頁

## 63 頁

## 整理完結した在外会社一覧表

法	Д	名	本店又ば主たる 事務所の所在地		<b>記結日</b>
朝日軽金	属株式	会社	京城府中区	3 /.	3. 2 6
小林鉱業	株式会	社、	京城府中区	3 2.	5. / 4
大東鉱業	株式会	社	京城府中区	26.1	0.3 (
大日工業	株式会	社	咸鏡南道與南府	2 6.	4.20
株式会社	丁子屋	商店	京城府中区	2 6.	6.18
朝鮮郵船	株式会	社	京城府中区	321	1.29
朝鮮油槽	鉛株式	会社	京城府中区	2 6.	9. / .
日空鉱業	開発株	式会社	京城府中区	3 2-	7. / .
日本高周辺	<b>美工</b> 重	株式会社	京城府中区	32	7. / .
三井軽金	属株式	会社	京城府鏡路区	3 /.	4.1
石川県農	業株式	会社	全羅北道金堤郡	2 6.	5. / 4
エタニットバ	イブ朝鮮県	<b>反売株式会社</b>	京城府中区	2 6.	3. / 4
株式会社	大橋農	場	全羅北道釜山郡	2 6.1	
共栄殖産	株式会	社	咸鏡北道城津府	2 6.	7. / .
金井鉱業	株式会	社	 京城府中区	26.	8.16
京城化学	工業株	式会社	京城府中区	2 6.	9. 1
64 頁	,	,		I.	

	京場	電	戾	株	式 会	社		京城府	中区	2	6.	7. /	,	1
	京仁	商	船	株	式 会	社		京城府	中区	2	6.	<i>5</i> .	/	1
	光州	産	棠	株:	式 会	社		全羅南	道光州府	2	6.	7.1	,	1
	光復	鉱	Щ	株:	式 会	社		京城府	中区	3	2.	9.	2	2
	株式	会	社	沢	山 兄	弟商	슾	釜山府		2	6.	9.	2	7
	三成	鉱	業	株 :	式 会	社		京城府	鐘路区	2	6.	8. /	é	5
i	三陽	開	発	株:	式 会	社		京城府	中区	3	2.	<i>5.</i> /	4	4
	昭陽	鉱	楽	株:	式 会	社		京城府	中区	2	7.	3. /	9	,
	順安	鉱	業	株:	式 会	社 .		平安南	道平原郡	3	2.	7. /	3	-
-	成領	鉱	薬	株:	式 会	社		忠清南	道天安郡	2	7.	1. /	2	7
	清津	魚	糧	I	業株	式会	社	咸鏡北	道清津府	3	<b>4</b> .	6.1	8	-
	大陸	重	エ	薬	株式	会社		釜山府		2	6.	<i>3.                                    </i>	4	4
	高湘	合	名	会?	社			京城府	中区	3	2.	7. /	4	,
	株式	会	社	高	橋商	店		京城府	中区	2	6.	3.1	4	4
	株式	会	社	高	福商	店		京城府	中区	2	6.	9.	2	7
	辰已	物	産	株:	式 会	社		京城府	中区	3	٨	4	é	5
	瑞典	鉄	道	株:	式 会	社		京城府	中区	2	6.	4.	ė	;
	中外	興	檠	株:	式 会	社	`	平壤府		2	7.	3. 2	. 4	4
	朝鮮	アル	₹=	ウム	工業	<b>松式会</b>	社	仁川府	:	3	2.	<b>\$.</b> /	8	-
							,			1				,

## 65 頁

04	ł 貝			
	朝鮮雲母開発販売株式会社	京城府中区	26.	3.14
	株式会社朝鮮衛生実験所	京城府	2 6.	3.14
	朝鮮鴨緑江水刀発電株式会社	京城府中区	2 6.	3.14
	朝鮮碍子株式会社	京尚南道馬山府	3 /.	8. 9
	朝鮮海陸運輸株式会社	京城府中区	32	9. 6
	朝鮮火爽製造株式会社	京城府中区	2 6.	3.14
	株式会社朝鮮機械製作所	京城府中区	2 6.	5.14
	朝鮮教学図書株式会社	京城府鐘路区	2 6.	3.14
	朝鮮漁業合資会社	江原道高城郡	26.	5.14
	朝鮮切飯販売株式会社	京城府	3 2.	3. 8
	合資会社朝鮮均益貿易公司	京城府永登浦区	2 6.	211
	朝鮮近海運輸株式会社	京城府中区	2 6.	7.11
	朝鮮呉羽紡績株式会社	京城府中区	2 6.	3.14
	朝鮮軽金属株式会社	京城府鐘路区	3 <i>2</i> .	2 7
	朝鮮京南鉄道株式会社	忠清南道天安郡	32	9. 2
	朝鮮毛綠株式会社	慶尙南道密陽郡	2 6.	4. 6
	朝鮮光学工業株式会社	京城府中区	2 6.	5.14
	朝鮮鋼管販売株式会社	京城府	3 /.	3.26
	朝鮮與業株式会社	京城府	3 /.	3.26
- 1			1	

I	1			1
朝鮮鉱業振興株式会社	京城府西大門区	3 /.	3. 2	6
朝鮮山皮鉱山開発株式会社	京城府中区	26.	8. /	6
朝鮮自転車製造株式会社	京城府中区	2 6.	9.	7
朝鮮重工業株式会社	釜山府	26.	<b>4</b> .	6
朝鮮食糧営団	京城府	32	3.	8
朝鮮神鋼金属株式会社	京城府中区	3 /.	8.	/
朝鮮人造石油株式会社	咸 鏡北道慶興郡	32.	2.	9
朝鮮水産開発株式会社	京城府中区	31.1	0.2	.2
朝鮮水産化工株式会社	咸 鏡北道清津府	32.	5. /	4
朝鮮住友軽金属株式会社	京城府鐘路区	36.	8. /	6 :
朝鮮製塩工業株式会社	京城府中区	26.	4.	6
朝鮮製鉄株式会社	京城府中区	27.	1. /	7
朝鮮製油株式会社	釜山府	3 /.	3.2	6
朝鮮石炭株式会社	京城府中区	31.1	0.2	.2
朝鮮石油株式会社	京城府中区	26.1	0, /	3
朝鮮石油配給株式会社	京城府西大門区	26.	<b>4</b> .	6
朝鮮船舶運航統制株式会社	京城府	26,1	/. /	7
朝鮮大陶工業株式会社	京城府	26.	3, /	4
朝鮮東海電極株式会社	鎮南浦	26.	ş. /	4

66 頁		67	7 頁		
朝鮮電業株式会社	京城府中区	32/1.25	東字與業株式会社	忠清南道天安郡	
朝鮮電業製鉄株式会社	京城府中区	3 1.1 0.1 1	東拓鉱業株式会社	京城府中区	32. 9.12
朝鮮電工株式会社	京城府	31. 5.29	東邦鉱業株式会社	京城府	32 514
朝鮮鉛工業株式会社	仁川府	26. 3.14	東棉織維工業株式会社	京城府中区	32 2 9
朝鮮日産化学株式会社	京城府	26. 5.14	永岡産業株式会社	京城府	26. 8.16
朝鮮農薬株式会社	京城府	31. 4. 6	中川鉱業株式会社	京城府	26. 8.16
朝鮮麦酒株式会社	京城府	26. 7.11	南北棉業株式会社	京城府中区	26.10.13
朝鮮皮革株式会社	京城府永登浦区	33.8./3	西日本汽船株式会社	釜山府	26. 6.30
朝鮮物産株式会社	京城府中区	32 3. 8	日海土地建物株式会社	京城府中区	26. 3.14
朝鮮報国鉱業株式会社	京城府	26. 8.16	日硬産業株式会社	釜山.府	26. 6.18
朝鮮紡織株式会社	釜山府	32. 5./4	日硬商事株式会社	釜山府	26.10.30
朝鮮松下電器株式会社	京城府永登浦区	26. 3.14	日本礦産株式会社	京城府	26. 8.16
朝鮮無煙炭株式会社	京城府	3229	日本精工株式会社	京城府中区	3 1. 3. 8
朝鮮棉花株式会社	木浦府	32 8.31	日本耐火材料株式会社	京城府中区	3 3. / /. 5
朝鮮油脂株式会社	京城府鐘 路区	32. 9. 7	迫間興業株式会社	釜山府	36. 2. 1
朝鮮洋紙配給株式会社	京城府中区	3 1. 3.26	半島農業土木株式会社	京城府中区	26.11.17
朝鮮理研航空機材株式会社	忠清南道太田府	26. 4. 6	弘中重工業株式会社	京城府龍山	26. 9. 7
朝鮮煉炭株式会社	京城府西大門区	26. 7.11	株式会社福田又商店	京城府中区	31.12 4
株式会社辻本商店	京城府	2611.17	釜山鎮埋築株式会社	釜山府	26. 5.14
68 頁	1		69 頁	f	1
00 8			00 🙊		
平北鉄道株式会社	京城府中区	26. 3./4	親和木材株式会社	京城府西大門区	32. 5./8
			株式会社 成業社	京城府中区	3 3.1 1.10
<b>皇国製粉株式会社</b>	京城府	26. 5./4	朝鮮火災海上保險株式会社	京城府中区	34 46
北鮮製紙化学工業株式会社	成鏡北道吉州郡		株式会社朝鮮商業銀行	京城府中区	35. 1.27
三井油脂化学工業株式会社	京城府中区	3 0. / /. 4	株式会社朝鮮貯蓄銀行	京城府中区	34. 6.17
株式会社 三中井	京城府中区	29. 8.26	朝鮮無尽株式会社	京城府中区	341226
宮本商店株式会社	成鏡北道清津府				
合資会社 森農場	黄海道英海郡	26. 9. 7	山高証券株式会社	京城府中区	28. 5./0
遊仙鉱業株式会社	京城府鐘路区	3 2. 3. 8	秋田水産工業株式会社	咸鏡北道滑津府	32. 5.14
利原鉄山株式会社	京城府中区	27. 5/3	株式会社朝興銀行	京城府中区	35. 6.2/
龍峴炭鉱株式会社	咸鏡北道鐘城郡	3 3. 8./3	朝鮮製錬株式会社	京城府中区	33. 8./3
金千代倉庫株式会社	平 嬢 府	26. 5.24	株式会社常盤洋行	新義州区	32 7.15
黄海農業株式会社	京城府中区	26. 5.24	三国石炭工業株式会社	京城府鐘路区	32. 5./8
斎藤合名会社	京城府中区	26. 5.24	森林産業株式会社	釜 山 府	26.10.30
斎藤精米株式会社	鎮南浦府	26. 5.24		京城府龍山区	27. 5./3
立石産業株式会社	釜 山 府	26.//./7	三宝鉱菜株式会社		
朝鮮飛行機工業株式会社	京城府中区	32 5.20	勝屋証券株式会社	京城府中区	27.12. 9
			朝鮮米穀倉庫株式会社	京城府中区	28. 5.2/
蔚山建設株式会社	釜山府	26. 7.//	合資会社京城日報社	京城府中区	31.12.18
大原証券株式会社	京城府中区	35. 9. 8	京城土木株式会社	京 城 府	3 /. 5.3 /
共同漁業株式会社	京 城 府	26. 7.//	朝鮮パリウム工業株式会社	成鏡北道清津府	32. 3. 8
			•		

70 頁	71 頁
馬山埋築株式会社	馬山府 31.12 7 清津木材共同販売組合   成鏡北道清津府32.11.20
雄基酒造株式会社	成鏡北道慶與部 3 / 4 / / 朝鮮中央 鉱業株式 会社 京城府中区 3 3. 8. / 3
合名会社阿川組	京 城府 31.8.21 財団法人朝鮮殖産銀行共済会 京城府中区 34.4.3
井川工業株式会社	蕨競北道清津府 3 1. 7. 9   朝鮮 単式 印刷 株式 会社   京城府西大門区 3 2. 9. 7
天德與業株式会社	坡津府 31. 4. 6 西鮮実業株式会社 平壌府 3211.20
朝鮮鋼材株式会社	京城府 32.2.9 釜山水産株式会社 釜山府 34.8.8
城津合同木材株式会社	城津府 32.7./5 株式会社橋口金物店 京城府 33.//. 6
穫 善殖 產 合 名 会 社	京城府 31.8.7
合名会社長井商店	原觀北道清津府32.3.8
株式会社和信	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
会寧木材共販組合	例如
藍沢鉱業株式会社	忠滂北道義州郡 3 2 2 9 石井 特殊 鋼 株式 会社 平壌 府 3 3 / 2 2 4
咸北倉庫株式会社	成畿北道清津府 3 1. 1 2 7   国 産 自 動 車 株 式 会 社   京城府中区   3 5 8 1 0
朝鮮特種製紙有限会社	慶尚南道晋州府3112 7 株式会社内谷商店 木浦府 34 5 7
野呂克産業株式会社	京城府中区 32 3 8 清津水産株式会社 威鋭北道清津府 34 6.18
合資会社黒川組	成畿北道清津府 3 2 5 1 4   大 昌 興 業 株 式 会 社   京城府中区   3 5 1 0 7
北鮮商事合資会社	羅津府 32 2 9 立山証券株式会社 京城府中区 36. 1.11
株式会社濟水精米所	釜山府 3.2. 5.7.4
合資会社江口商店	平 撥 府 3 2 7 / 5 合計 / 8 4 法人

文書番号 1299(47)「在外財産と渉外債務」

頁	開示前	開示後
6	この頁完全不開示	たいろに連合国及がその国民にとうては、オール条所定の機は、ヤーの最新をいって、オーターの最近は、カーので、カーので、カーのでは、カーのでは、カーので、カーので、カーのでは、カー
7	本件財産の実体は在鮮会社●●●●	本件財産の実体は在鮮会社(京城デンキ株式会社)の株式である。

文書番号 1316(54)「日韓国交正常化交渉の記録 総説十二」1965.3.6-6.22

頁	開示前	開示後
170	約4行墨塗り	ところ、第三国人(北鮮人を含む。)との関係に
		ついては、本協定により消滅するという立場を
		もつとしては対抗しえないのでこれらが韓国
		政府に引き継がれたものであるとの立場をと
		る。(軍令第三十三号及び米韓協定)

174~176頁まで3頁完全不開示が開示されたので、下に複写する。

174 頁

(2) 第2条 B本素 a 推榜

条約万条約課 保管 a 記錄 |: よれば、

讀求權 經濟協力協定 第2条 (捐職条項)

a 日本素 は、5月7日東 以後 5月3/日1: 韓

国側に提示するまで//国改訂されている。 その間の思想的な変移を佐藤養護官は座談

▲「日韓全談における請求権、経衛協力協定

第2部に関する支持して、次のとかり説明した。

外務省

175 頁

でいた。法制局で審談したころから一体請 求権とは何だという話になつた。『財産、 權利、利益』は国内法上 establish された ものであつて、『請求権』がそれ以外のも のだという觀念ならば一種の『いちゃるん』 をつけるような権利ではないかというよう な話になり、そこでいわゆる処分の対象に なるものはそのいちゃもん権ではなくて、 むしろ『財産』『権利』『利益』の実体的 な権利を処分の対象にすればいいではない かと、だんだん考え方がはつきりしてきた。 - こいように考え方がはつきりするのに従つ. て深文も変つてきている。それでもなお請 求権は残るではないかといり讒論、たとえ 一は、殴られて裁判総統甲で興体的にはまだ -損害賠償請求権が発生していないけれども 一文句はいつているといりよりなものまでつ<sup>-</sup> -ぶしておかないといけないからむとに『睛^ - 求権』という字句を条文に入れたわけだ。-もう一つの問題は、北鮮に対する考慮で -ある。北鮮からの讚求はどりすることもで-外路省

176頁	
	13-44
	· È
た、終 収 の時 朝鮮にいた人で、今 類 三	国に
行つている人のもつ権利についても、	韓国
	管 쁚
	考え
方から出てきたものだつた。	
平和条	
/ 4条の考え方、いわゆる賠償は一般	
支払わないが、日本からみて敵国だつ	_
は自分のところにある日本人の財産は	_
処分することができるという、その時	-
つた『差押え、留懺し清算し』という	
をそとで使つた。それで処分権を考え	
たのだが、ところが各省にきいてみる	
→ 分できない分があるといい出した。そ こちらはそう書いてもだめではないか	
会に持つていつた時に暮いてあつても	-
ないというのでは答弁できないという	
たつて、 結局 最後には何をやられても	
をいわないという思想に変つていつた	<del></del>
	٦
GA 6	外務省

278	1 万ドルの持帰り金のことは●●	1万ドルの持帰り金のことは正直にいうと、韓
	•••••	国側をだましたのであつた。
11	約3行墨塗り	当時大蔵省としては外貨がたまつてきたので、
		5,000 ドルを早晩1万ドルにするよう要望した
		わけである。
283	約2行墨塗り	韓国に寄贈しても日本学会として惜しくない
		本に限って寄贈する。
11	••••••	学習院大学教授末松文学博士、東洋文庫田川文
	●●●を招いて	学博士を招いて
284	下段 6 行から次頁に続く 3 行が墨	依然、同じように墨塗りのまま
~	塗り	
285		
287	次頁以下 3 頁不開示	依然、同じように不開示のまま
288	下段 2 行から次頁続く 5 行が墨塗	しかしそれでも韓国側でより多く請求してく
$\sim$	りが墨塗り	るときは、国有品に関しては、ごくわずかのも
289		のを付加する以外に譲歩しないこととし、韓国

		側の切望している個人所有のもののうち、優秀
		なもの 2、3 点を贈与することを考慮するのが
		望ましいという見解を述べた。
291	●●●●●●●が昭和33年4月	京大名誉教授梅原博士が昭和 33 年 4 月に 106
	に 106 点の文化財を韓国に引渡し	点の文化財を韓国に引渡したことを非難した。
	たことを非難した。	

# 文書番号 1358(61)「第 5 次日韓会談」1961.9.5

頁	開示前	開示後	
28	朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託	朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社、	
	株式会社、●●●●●●●	朝鮮金融組合連合会	
	SCAPIN 74 号	SCAPIN 74 号	
	●●●●●●●の内容は必ずし	朝鮮金融組合連合会の内容は必ずしも明らか	
	も明らかでない。	でない。	
37	郵便貯金、振替貯金、為替貯金	郵便貯金、振替貯金、為替貯金	
	K 側出張(ママ、主張の間違い) ●	K 側主張 1,475,967 円	
	•••••		
"	三ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま	
38	二ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま	
39	二ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま	
"	次頁不開示	依然、同じように不開示のまま	
40	4ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま	
41	不当利益に基ずく返還請求権	不当利益に基ずく返還請求権	
	韓国側  ●●円	韓国側  16 億円	
	水田メモ ●●円	水田メモ ●●円	
11	為替金、振替金 ●●円	依然、同じように墨塗りのまま	
42	4ヵ所墨塗り	一ヵ所だけ「朝鮮金融組合連合会」の名前だけ	
		新たに開示	
43 ~	下段から次の頁の上段まで墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま	
44			
45	焼却日銀券 1946.4.22 証紙貼付券	焼却日銀券 1946.4.22 証紙貼付券	
	1947.11.14 ••••	1947.11.14 40,667,000	
	合計 ●●●●●新券●●●	合計 1,491,616,748 新券 12,092,358	

"	「所有者別」に続く4行墨塗り	所有者別
		朝銀所有分 1,014,224,761
		同名預託者分 227,403,369
		金融連会預託者分 249,988,678
		1,491,616,748
"	引揚朝鮮人の税関預金	依然、同じように墨塗りのまま
	21.3 月まで 130 万人	
	21.4~12	
46	上段4行墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま

# 文書番号 1399(73)「アジア局主要懸案処理日報抜粋 その 1 」 1958.6.-1961.1.5

	7 1000(10) 「 /  /  /  /  /  /  /  /  /  /  /  /  /	2011 2 - 2 2 2000000 20000000
頁	開示前	開示後
111	竹島問題 2行墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
112	竹島問題 2 行半墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
179	下段1行と次頁以下7頁不開示	依然、同じように不開示のまま
189	竹島の鉱業権に関する訴訟事件	竹島の鉱業権に関する訴訟事件
	(1)昨年 11 月●●●より、東京地方裁判	(1)昨年 11 月辻富蔵より、東京地方裁判所
	所に対し、同人が	に対し、同人が
197	在京米国大使館●●●●●書記官は	在京米国大使館グライスティーン書記官
	三宅参事官に対し、	は三宅参事官に対し、
199	その際●●●書記官は	その際「グ」書記官は
203	米大使館●●●●●●書記官は	米大使館グライスティーン書記官は
204	●●●●●●書記官は	グライスティーン書記官は
206	●書記官は	グ書記官は
216	●●●●●●書記官の三宅参事官	グライスティーン書記官の三宅参事官
223	在京米大使館●●●●●書記官	在京米大使館グライスティーン書記官
224	●書記官は	グ書記官は
226	●書記官は	グ書記官は
238	上段2行半墨塗り	また戦略的にはなるべく李承晩大統領と
		柳大使以下の在日代表部に攻撃を集中す
		ることが得策と考えられる。
<i>II</i>	具体的措置 約4行墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
239	下段9行と続く次頁2行が墨塗り	(ロ)海上保安庁巡視船による自衛のため
~		の実力行使(昭和 32 年 5 月の閣議決定を
240		変更し、国際法上自衛行為として正当化

		される限度において、実力を行使しうる
		される限度において、天力を行使しする
		こととする)
		(ハ)防衛庁自衛官及び自衛機の「警備出
		動」ただし、上記(ロ)(ハ)の実力行使を含
		みとした措置は、次第に双方の武力を背
		景とした対峙、更に武力衝突を招来する
		可能性があるから、最大限の慎重さをも
		つて考慮する必要がある。
276	米大使館●●●●●書記官より	米大使館グライスティーン書記官より
291	●●●●●●米大使館書記官会談	グライスティーン米大使館書記官会談
379	●●●●●●●●及び●●●●●両書	「ステッグマイヤー」及び「サツタリン」
	記官	両書記官
380	●●書記官は、	「ス」書記官は、

# 文書番号 1426 (78)「アジア局主要懸案処理月報 第 32 号」1961 年 1 月分

頁	開示前	開示後
36	米大使館●●●●●書記官	米大使館サタリン書記官
	キッド参事官及び●●●●書記官	キッド参事官及びサタリン書記官
102	8行~9行の9文字が墨塗り	朝鮮金融組合連合会
109	4 行~5 行の 1 行半が墨塗り	日本側は繰返し本件の個人ベースによる解
		決を示唆したが、
147	下5行~4行の約1行が墨塗り	(無償援助と通常の経済協力の双方を含む)
164	2 行~5 行の 2 行半が墨塗り	そこで池田総理より、個人の請求権について
		は日本人並みに取扱うという原則をもつて
		支払う用意があると述べ、

文書番号1572 (81) 「韓国の対日賠償要求について」 17 頁の下にある「次頁不開示」が開示されたので、下に複写する。

17 (-) 賠 (2)ム 地 に こ 附 要 当籍い時国三月六二て公約金金基れ属求 たは債円七日日買定さは地いは書の か 国 等 八 日 ま 迄 上 の れ 一 銀 て 一 12 内 京 作九一容 ら慣に五にての価も朝九 螆 そ消よ〇は一間額の鮮三 大 学 の化ひと一瓦にもで銀ー た年賠れ このてな円一も一あ行年 Ø と手低つ九円は九るに十 化設備で三三て三増を二 授 a s s s 文とにい三三も二産い月 わる調て 田 句し買ると三一年のて金 れる書の をて上特なで〇三必買職 る P \_ 所 つ代けにりあ同月要上出 け金ら安一つ増七性け再 ・の現見 氏 て支れく九た額日とて紫 賠 物 償 返 い拂た買三もさ以生い止 辛 购 選 るにと上八のれ后産た以 係要 の際称げ年が一一費買来 資 求 でしした五一九九の上自 跃 あてて例月九三三家価由 任の ろ助いは二三二八化額収 質 う 告 る な 日 二 年 年 に は 引 0 -144 しがいに年三五伴勿は n て当只は三月月つ論制 ば

		'				
頁	開示前	開示後				
19	船舶についての事情通は元朝鮮邦船社	依然、同じように墨塗りのまま				
	長広瀬博氏である。漁船については●●					
	●●氏である					
21	朝鮮電業株式会社特殊整理人●●●	朝鮮電業株式会社特殊整理人古賀織之助				
	●氏	氏				
"	元専務●●●氏	元専務見目徳太氏				

<sup>21</sup> 頁(開示前は 17 頁)の下に「次頁以下 23 頁不開示」が大部分開示されたので、下に複写する。一部「不開示」部分や墨塗りあり。

21

そ貸はが書 て本殖法も 人 産 令 で 務 之 れ 出 各 賠 13 も担 き者借ぞ金関償 問 引保の銀三 題受さ所行三るは入れ て 活 求 務 とつでけれ有頭号で と金担 れに保 分したあ るる物取があ はて。 るつ債件で出ろらよ付 東そとも務があたうのつか 京の答りは軍ると 担てあ 後で後をでど政口き 保何る 来口たあう庁ビに 物等い シたどるるなにン軍 件のは ン時ンのかる移 ソ政 等 賌 見 を靈返 トにリみとかるン庁 君ンで質うと氏財 \$ 15 0 にの氏の問軍すに務 つ樽と 行提がいし政れ対局 て成な き、祭るにた庁はし員 対さる 私し、明るにそ担で 抗れる 有たS礁とおれ保あ すての 財問・ なといにたり. る なが 産題 S るろてよる朝 とるあ o る はにの返困債つ日鮮 Ł

-附

۲,

係 要 財

のの部

說根所

明幹管

にを対

よな日

らす 賠.

ね

ばの

.Б **В** 顲

なる調

も質

要

査

瓷

れ属 細

元 鯡 副 関 銀 行 行 総 互 締 誻 産 長銀役銀務銀 務 儬 行 行 行 桜 服 垦 田 代三 次· 郎三治郎 彦 磨 氏 . 氏氏氏氏 氏 氏 な で 末.

な

ħ.

烒

亦

6

な

(A

ζ

Ł

ż

て

衟

b

た

Ł

関

倸

付

次

Ø

で

25頁

24頁

下 日 会会融 澆 券 長組長銀 3 れ九 . 合 た四 運 合 の六 で年 あ る月 下 H 銀 Ш 本 氏 立 会

മ

日 踰 でそ日 けし合鮮る鮮 せ平と換第酉か金 とか借ら和し面二業ら触り し展要る条でさ九銀問組朝た画 て開求べ約あれ一行機合鮮る証 在さ中き第る銀号、関連銀も券 朝れのも四°行に朝に合行の も屈鮮る主の条 預よ鮮お会 で軸 n 貯いの朝国 ての と存畜でも n 要 r し外銀管の領で 上求 ベろを 7 うす ・会行理は産あ w てどの 恭 預社 リレモ 殿 h 考は財 金の朝でれ 証在鮮おそ え 問 産 て Н 書内相りれ で題の 朝大 歐 は脅圧 が鮮部 で返 る 協 日產銀朝閉信分 n は 遠 定 Ą. ጵ \* h 銀と行興鎖託は w い要 激 Σ. にしの銀機銀登 護が水ー 烈 2 保て分行関行録 o L . .. 護整は こで 3国 ·Æ 題一て 預理政朝あ朝債 泱

(b) (a) 心で 韓法 小る そ 朝 来いこあ国合あの る以本求こ の鮮 るるれつは三ろでを貸下人のう 法で かこはたそ三うはん出てが対い 人本 たて金あ五象 の社 もと王もの号 いるをつつにか、所の 知でとの移ぐ 有 設 上収倍であはら れあしる離よ 1亿立 たるで今をつ うり間も以左げ いが在は受て でたの日上らは 属 登 あい対本株を朝 十二十 ・ 父朝 韓 け 日 る一象人式い鮮・るし と在鮮田た本 °心にがをは法 在て れ日ののの人 日あ は本日もての 明かし代所ず人 本 る 法の本のあ財 確らて表持では 沓 法 合財人でる産 に埋い者しあ対 三乗財あかは 催 人 鋭論るでするす 三に確るら米、得も°あいがる は・は 朝朝 号つに『元軍 し何 れる朝貸 日政 マロ はか鮮出 難難 はいつ 本庁 そり法金 の法 89 朝てい 八人把 . Z & 鮮もて れは人は 人產 必つ に五で賠 で主考 の帰出 最え も 属 ので 要た であ 出張え たして のし がも ある 十 % 日 要

次 社 資 持 O 当 具 請 て 去 厳 一 は 政 令 と 法 るとなしに時体しももは九次合窮い合 「し増て対日化でよ必相四のが二えて 0 て 加 い し 本 し み か 要 当 八 通 出 九 は 園 ・もする在のでたろな巨年りる一輝有 P場る °外有政らうか額のでま号解の ・合会だ会力令よ解ろなこまでの十日 ひに社が社会二か鮮うも月るの処る本 はよる現は社九ろ所しのと °経興でに どつ処状日が一う 在父で ろうて 母で 本増号 との 在あり と対ろそ 整十うの **滑は上はの脅がの会外る**。 **畑る** の効 進 抗 て大る奇りし合がの社と・ 行 叢 いたで拂会でさあ在のれり H ф . 炒 る損あ込社いれつ内在なか 問 ば か客ろはのたたた財内 らら とをう不株からが最財賠日 橿 17. 機線が可式らのとの乗慣を ٦ ☆る、能を Q でれ解し物の ጟ Ø あと在で相・あが除解件在 0 て ると外あ当Pる漸を除の外 72 ´ 'a 毎と会る所・ °次申し撤財 点

28 頁

29 頁

で第の一安世と遺第は整突社府な九に そ二価日当られが一 理然のあか一申 れに額酸でればあに 進第本てつ号入 にはを合はて社つ在 行五邦覚たのれ つ同限第ない慣た内 中条内容の原て にのにして祭り いじ度一いるにが資 問想あ題あにた てくと一かかよっ産 の第す四とらる政を 題定る名るはの 附二る号申在資令も とが財旧が本で 周 八 一 で 入 外 金 二 っ な 挿 麓 日 一 店 あ 表条とつれ財は九て つ入に本九所る たさ関占四有。 で第改社た産総一弁 あーめ債るのて号資 点れす領九のそ る項らはと解現第十 のたる地年記れ 重の件域六名か なでした月証あ 務四た保みのに八き るあ第本十券ら 等号。の一際お条債 目九考け第務 支に もる二店八無ぬ の『項を日効か 拂関 的五慮る一の ーナ た〇十設項中 を に有付の政 拳 置る る年る備五に よす日規令 げ つる本定第 れ て会政は二 表も 資五のに号っ のの 産月が投 ン社

算い載るる算るおはを額金る一差の第 のてすると価いい実行は融在資額総四 為解るとと値はて際つ養機外産に額順 の散とがはをほは上て産関店総相が位 資しと正安算と單相いのの舗 額当そっ **産たに当当定んに当る堅所のしすの在** のも改でですど名のか実有帳のる資外 評のめあなる無目価ら性有簿欄額産店 価とてるいに価的値とを価額にのの舗 はみ欲と、当値にをれ高証をは憤総の 指なし者一つと僅有らめ祭記昭務額事 定さいえ般てし少しのると載和しを業 日れ。6の一て左て勘たが十二の超叉 現る在れ清帳い価い定め所る十項えは 在か外る算簿る額るにに有と年のる財 時ら会かと価もをに属決動と八一場産 価一社ら同額の計もす算産に月債合か に第は一様一も上不る毎、左十務にら 依三指時にをあし拘るに不つ五総お生 る四定価時悲るた帳の滅動て日額けじ と乗日し価準かり簿の額産いにしるた と)にをににら、上中價のるお及そ價 が清お記依す清あにに却価がけびの務

Δ. 職くいな しれつ る たと のか 日か時 ă. 合 は Ø て う Ď K 金 ž 価 Ł る お b 付 ۲, \$ L V っ Ł b Ł. てでうて Ò て 例 は Ø 瞱 あ点く Ł 預 金債 会 社 Ø ۲. 務 ナで接 資 .0 うあろ 産 問 る日收とろり さ本 さ 題 114 とう で・ と人れにっ にたた あ 左 時 • る しる つ何 C た 般. の員 K てがしたどい あ退てだうて

绘 λÓ 红 ici 溜·立 て湯 寸 金 海 套 ٤ 벂 付 有 潌 頂 內 有 金 Ь jej  $\mathcal{D}_{\ell}$ 立 诱 付 会、有順能券、 避定 j. 愐 Ł - 21 能 鏗 金 醛 逮 du. Ŋ ~ 浄 42 4 14 化 c 秎 H 垂 ýC. 嫝 ŋ 旇 s 来ない。 es) Ł ż ŋ È 嫤. Lil. 忿 À . 正 . . . 5 40 Ł • 9 H. するものの重 經卷、遊 国 滅 L ج. . 定 'n 垴 漢そ 7 n紀時す 筑壁 ŋ **付**. Ŕ 17 V. \* 定 <u>خ</u> - 1 ر د د 0,1 ક 道 3 邏 そ ŢŢ ŕ \* 1 うし nil. n る姿 Ł 浴 1 谾 凄 Ø るの全常調としている。 ø るる 乳 不 úž. え ΝÌ 縋 有雌蕊 **る**外 淌 て of. 0 遊 3 C τ 凝纏 \* á. 山 Ó 飨. ŧİ 遊 **拉** Œ. یے 1 晋 a, E 1 主 粽 殆 滇 à. Ø 濫 à Ø 红 10 0 ÷ は酒会 ある語 9 遊 红 んど会部が 位一般資付 ₹2 Ť 4 å, 4 の支払海道 C 込 姐 產 0 难 И ζ -÷ T č 渻 台 不 Δ 芩 t . 3 à ہے i/C Ø 曔 Ĺ ÷ æ Ā 6 頖 떝 ÷ 毒 . . . . 邂 \* 饮 村 Ł Ž, Æ ė. w. ij, 63 l/s siè. 鮹 J) ŝ 継い Źз 償 2 6 6 0 避: し

32 頁

33 頁

~ τ そ 來 بر د レス 褪 店 17 뭠 Ø 閉 L ζ 谈 τ S C . ₽ . O 鎖 ZÍŽ 福國整選委員会化 Ł وين 71 0) 草水の 5 耆 捌 'n. 2 \* 0 福海植 猫 汤 di · . /2 χįζ 78 巍 75 妥  $\mathcal{Z}_{2}^{\lambda}$ 4 10 につい 水财 の 強 **≝** 先 行 Ø 靈級 亦 国 , 69 T Ta . ÛŁ K 湖北 においてもほ・8・8 W. 蚰 5/4 ò C 行 红 なつた崩炎から景 容証すべるる ŏ r 宫. y)i \_ · 35 P して I ć ついて調査 保 海の油工能 在 á Ţ **当** 育定し ð 八峰 χij 0 ŝ .-) Đ Ø. 7 0 T 養 Ø 記 送 E すれ 蟧 媗 T .~ 盛 Ø Į/a 'n 送 並 廸 トゥ 9 Œ n 3 阏 72 Ċ 7 Œ K. ijΖ s 製織調 4 Ø) 4 配 T S 5 筈 伏 檘 n 縕 τ  $\boldsymbol{r}$ 5 . కీ ప Ł 洋 Š 鯔 æ つ 涂 7. ろ うだ公れ 俎

日本銀行、新鐵 小公金庫未收 本坳塘 ろう当暗の 京城 支店 並は竹内と S・ラ人であつた れる日本南差龍券公式会社について灣べれば相羽す 受けることに腹密つたからその勘定が 報 养銀 当场化 券棒式会社 Œ 0 と、養女店の電 7-绺 Ýζ つ 查 .. τ **a** . 奎 一 治 一 河 全 5 含意 強級に 3

11 \_\_\_\_ 10 疳 京 5 n & & K K Ł **李** 滥 嶱 4 ijΪ S Ю 2 共 às 1 ÝC 阘 Ť · L 臉 嶼 ĸ 镊 ŏ 46 緩 膊 72 过 无 遺 i. T 734 51 凝 순 w. 行 L <u></u> ä 冱 仔 2)3 d. 200 ĸ Ť, 7 凝 冱 A. 虚別す **担** . は 濆 後空弘つた 行 Ŧ 沃 иd a 興 受 c が養支 'n 人銀行 清 Ħ, 29 湖 ė 金 金 福 , zź 酒 Æ 涩 台 朔 Ŕ 'n -19 ŝ レル 爱田 ·L N. W. ٨ 遺 净 描 鍡 そ r 4 銀行 'n ΪË 玆 Tr Ø 超過金質 ä = 200 P #1 r Ł ź Ξ 咨 ä įξ 思 證 аII έİ వ Ė ĵ 芝. 鐰 そ 滢 L L 行 ħ n T i z T 方が一方でである。 质 あ nత 調べて . 嗣 γįζ ò 規 益 ů, 썦 Ø. ίï 4 在 打 a B

Δ ٤ 拢 逝 a, 全 会 響 0 玆 n 金 6 部 眉 Ġ VC . ΙÌ 及 Ł 文 饙 Ø っ 塊 Œ Ø 払 うべ Ź Ì 勉 a ~< 0 .No , T 銀 Š 熫 10 ·妄 喜 げ Ú. d 來 T さらのはない。 一九 r て 0 Ä つ 岛 ba Ł 6 U 10 t . . る 小 Ů. ح ふ 法 で等で 再 行 あ か 靄 £ εja n de ద 53 £. 垄 金辺 一、財 --九 χjś 10 ~~ (省) 山 红 金 τ \* 47 Ż lis**ú** do. **る**であ 湘 经 żż. ia 11 字 复数 白人音 . 出 咨 ےر Ø. 200 L žάς したことにあり あっ ろ وي 'nĴ Ėņ. 煺 5 ĸĖ L *ا*ر ~C 緶 å 行 ÷ Ø W) Œ. b 敬 れ χį.

37 頁

36 頁

· (=) (1) 猹 5 Ex Δ 2 通通差 畑 ر بر ب クリ デ、1 出し で寅 につ が ら Ø て各動 麔 ٤. す 1<sup>4</sup> ) 財 у, ИŠ 11 家 たと 磁 Ł 奥 ኢ b 蓬. ば vä. .ia 大な 4 定 12 绘 逡 う だ 72 4 テ Ь だ た. 'nξ 游 16 で問題に一ならなり " F • 燥 Ź, H 部 所 質 対 日 63 **'**(1) 不明であつ sji . Ď, 俎 ŽÍŠ. 2 北 ري 6 ・マイニングコンパ :55 追 **峄** り出している。メニュの 躖 'n 浓 湖湖 Ł خ خ たから専ぶのも + な \* á 化 ろ 2 化米人経営 řζ ź1. 1-7 し国 ないこ 位。 Æ 以 寏 当 北 颁 4 ٤ 婡 Ł 遛 海 W. Ü x 筻 オ え リ ら エ 調 15E Ø 艾 T \* 沚 2 お金 だ. Ø ä 店 131 -·H Ł 7 Œ. ځ ż Ø 媑 'n 45 又 4 a ۓ 遊 ル • ŋ 2 ŵ

(5) (4)消 **≥**4  $P_3$ 11.2 送 内 洃 外 容 用 施 调 会 Ð か ら 本 は 他 有 事 湎 Ó 湖 店 盤 勜 χÓΔ 誕 艾 璭 定 λ C 杂 뗴 鬢 変 な 交 付 72 鱼 b b 会 ŧ, () T た戦 τ icul . ^< d) 立 一学形 ろう 41 'nΪ Ø 'nΪ 柯 入 Ť 金に వ 江 **19**4 っ ል 沦 \$ 00 2 n 產 Ŕ

7 温纹及(と ر د ふぶん ح <u>د</u> VC 注 ħ ίĪ 利 盗と な á χ'n 湞 **(/)** 

, V

Œ 新

ゥ

(2) T

И 塅

+ 冱 À

17

往 ħ. ᢚ

Ø u

(2)

T

ര്

Ł

ij

ح.

*1*c

K 九

Ò. ĵ

払 左

1

9

τ

置

ã

3

T

期

10

合

緬

似

Ø)

蒯

再

回收

会 ĥ

んついては

疳 τ 通 極 ろ

5 59 儞

삺

癬

奺

萨

16

式

会

寫

二九一号に基づく

鳌 ij

鐔

一に強し

H £ 25

倮 W ろ å

会 庾

ýζ

н

47 社 為

6 鮻

ý.

夫

k K

つい

ベ

みる

17. ď, 洼 逷

奨

'n

L Ø

Ţ 政

矋 会

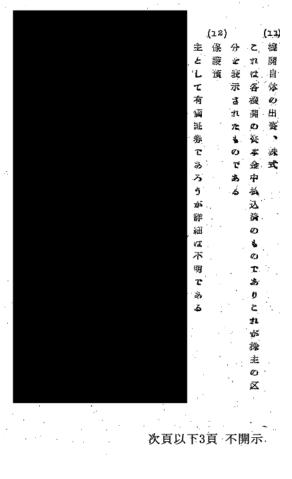
7

4

杂 夸 会

.... 鉄

	(10)	:. ·	ż		(9)	1	(á)		(7)	-		٠.	(8)
说	蚅	行	€.		Ħ	30	大	:: <b>:1</b>	塘	చ	ے.	*	¥Ĉ.
存		60		435	本	÷	被	쯽	强	•	à		Á
Ø	頀	*	£	綋	i.V	18E	8	ic	ήĈ		40	Ø	
鑫	券	理	承	2	府	射		0	遅		4		<u>*</u>
•		1/2	1.25	W	瓣	1	Æ	in	店		qia.		±
Ċ	1.4	34	. L	14	入	20	ink	T	趣		iC.	W.	. , "
Ø	果	ᄻ	72	13	9É	9	潘	54	Æ		纹	ż	
7		Ĺ	₫,	1500		in	入	~	٠,		蹈		:
2		て	Ø	*		7	<b>⊶</b>	31			夏	t	
٠		通	r	VA		Bill	,	湿				新	٠
Ł		126	E Select	7		~:		14	4.		15	.IB	
L		ъ	. 4C	Ŧ		雪毛		朔				义	. "
~		524 <u>6</u>	74	1/2		12		す				ij	. :
*		N.	18	. 10		Ťü		る			住	W	
îΤ		à	朔	台		明		$\boldsymbol{r}$			亣	À	1.2
à		12	益	4		重		3		. ,		æ	م الكر
11	٠.	, <i>i</i> z ·	劃	童		á		ろ				792	
'n		45	潢	44		ć	٠.	Í		٠.	æ.		
à		<b>(2)</b>	Ŀ	٤	-	. وند			٠		な	Ad	
O		Ľ	~~	L		ろ						200	. 1
r		Ċ	į,	T		Ĵ	٠.				~	Ź	
À		ŏ	ᇨ	Ħ	,						'n	胡	•
Š		<b>*</b> ;	<b>(/)</b>	F	, -			, - ,			\$	求	
			4	14			٠.				*	L	
		4	6€	ь.					: '	r	主	な	
			100	n	:						de .	N	
			鐰	78							25	ے	
									1				



頁	開示前	開示後
40	最初の2行が墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
42	最後の1行が墨塗りと続く「次頁	(1)日韓合併当時押収されたる旧韓国政府所有の
	不開示」	海外資産
		(2)反日運動嫌疑で押収されたる韓国人の私財
		(3)日本に押収されたる宝物及び骨董品

45 頁(開示前は 25 頁)左半分の墨塗りと下の「次頁以下 28 頁不開示」が大部分開示された ので、下に複写する。

45 頁

46 頁

(量)

H

本

 $\mathcal{C}$ 

保

窗

3

n

た

헲

朝

蘚

総

讏

Ø

政

的

Ŧ

密

組

 $\tilde{\mathcal{Z}}_{2}^{*}$ 

賅

は

代

趯

义

u.E

治

(ji)

浴 ĨÏ 不 手 \$ ķζ

ż す 支

本 朝 は Ø 鮓 钀

あ

会

社 ゖ

鉃

金 日 る 払

Ø

私 政 辭 谹 他

消 沀 r L Ø 公 政 は 求 Ø

及

Ü

ボ 人 Ş 本 Ø O 要

当

な

支 る K

٧C ĥï 0 分 K ٠,٨

顟 鲢

韓 u 12. 政 朝 る

股 府

滑 管

の端

牆 下

0

光 (z

第

朝 あ

総

Ø

鬒

勠

ŧ

Ħ

囡

府

鱼

9

办

Ĕ

ż

う· .

Ü.

本、

ψž.

τ 7

る

事

て

ح

n. 本 偤

は

朝 府

鮮 Ł

人

け 7

で

本

ñ

源 鮮

す。金

る及

-. 出

0 翇

7

勁

\$ τ

用 府 当

政上

備・け

K

ľ

求 金 VZ

法

日

Ø

命 厶 · 用

便 政

てか

17

は 本 る す

国政た所

朝鮮の郵便貯

形で朝鮮に流入事業投資に元てられている

た余次(一 た宗仏と 皷日の 本 項 要 制 靐 Ø 求 L 湿 妏 韓 みよ 悪 L 家 微 で あ る • 当、 ル 1/2 Æ. Ш ル て Q 來 O Ψ. ル

Ŋ. **#**. 八.

日本から導入され た数金については少しも触れていない

金にしてもその幾倍かのものが殖産債券その役の

47 頁

た

ďν

戦

聘

中.

各

礩

自

動

荜

忿

徽

甩

Ĺ

た

٤

'n

う

な

۲

٤

C

48 頁

0

を 鉄 明

I VÇ

完 な. 督

蚁

出

を高

払

代

金

1

L.

砂

烒

左

ないに

な 道 χÓΣ っ

L

支

蚳 爵

Ø. 負 n 鮮

,手, b

瀌

包 成 6 府

完 70,2

Ĩ

L は

金

芬 来

切

る KC

ば r

加 つ

b て

K

つ Ø

て. 頜

(人)の 務(运)如 В 蹭 の (元) に受っ金 た 重 ح . 11 败 å, 讨 周 ₺ 劍 府 金、 長 ħ ば 政 田部 (v) 12 判 又は 0 西 管 涪 廚 ż 遛 濟 長 τ '風 当 体 明 位 不 徴に 卞 Ξ 山・は す 対 す 削 曢· 指 て 明 要 郞 る 計 Ø 称 あ 1 C す る 朝 L で 課 朝 る あ あ る 長で 鮮 τ ح 錼 専 鮮 `る る 朝 あ 政 総 会 ĸ 男 或 ķ». χ'n 鮮 ろ 督 る 金 氏 12 滑 社 餔 VC. B は 分 つ府 Ø 碘 狂 飛 \$ 9 け jt 東 で。祖 É ば、智 ΉK îÏ 判 合 · Ø 院 儣 あ 場 る. 現 京 'n 経 ろ 連 私、阴 璭 票 設 事 В 求 合 消 す 亊 蹴 . 本 済 務・う 胸 所 長 及る 水 雁 Ø <u>.</u> 🚓 駐 田 à て Œ 聚 TÍT, 用 局次 北 あ不 鬒 n 笪 昌 村 る **≱.** .--た 地. 0 海 海 城 坑 氏 と支 . 1/4 弦 不 京 薜 撘 か出 法 放 細 安 ŤĪ 遊知なで 选 • 重办 は K 瀛 İΕ 現 ż 水 協は 上 原 魠 H 会 各 . **げ** 

従 中 戦 35 l. 或 红 懗 72. . .

Ø

ζ 查 L τ 警 のす 饭台 要 と. て. あ ろ

ح

要

٤

0 分

4 L

を 耆

辑

の韓

3. 府

あら

餐

て

1.7

Ø 求

Ø

效

Œ aB,

C

付 合 た る

け 世 B

た N

畓 分 て 1

為 て

· . C

号 頌

L

ż る

る

٤

府 各 K

対

る

け

る す 上

官 字 '要 . B

及 ó

XI

そ日

給 吏 府 ′M,

导

不 池

支 便

逐 NC

鮮

日す

Ø 政

指 府 前

図、の 払

**今** 因

は 3 府 NC.

Ή.

政

V×

だつ

な る

く゛が

日 主

人「レ

もて

な総

要 督

\* \*

· 持、 指

っし

椨

Ł

Ł 本 政

ず

要 F る

求

H 本

政 府

は す

緻

官 氢

庁 ٨

珳

は 赔

そ

Ø

関

係

者

K

灰

す

る

契

霙

\*

赔 又

で贈

当

る一時

朝

S

て

2

本

法

法

律

と 日

と、行

に つ

定

.. L 3

て

Ġ 追 で 制

た 求

備 す

さ

n K

て

たの

ぁ

る

終 ۲

10

ð. Ø

K 蓹

I 法

5 等

て Ø

を

3

否と

定は

ナビ

る う

٠. ٤

は 思

Ĕ は

. 5 h

かる

とが腹

風 終 行

は戦不

れの能温

办 爭 民

と 実

(三) A(E) A 支 牛 ے ر*ہ* る 日 日 終 法 0, ٤ 命 Ø ዹ 店 惷 12. かは脊鮮 本 戦 汀 本 あ 10 無 保 ŽA. 韓 ŝ 4 (v) 在 貯 内 の時 為 政 が 国 け 終 . 険 ٤ る 賨 Þ ·ŋ 郊 K 1 府 日金に . い政政 て殺る金とそ 朝戦 任 つ 璭 仕 阕 又 朝の \$ 便 公 Ø. はて支朝にと た 由 そ う 府 は 貯 攵 L f 鮮振い 又 総 変 対に 誾 そく 弁 鮮 は一巻 ح . 7 'n YC. 人・蓉 て金 귷 **1**3 鉄 るの人す 督 ·革 が事はか ŧ 題 移 を本の L ځ. χĊζ 官 波 る 追 府 機酸下で K 好務大ら 会 b. ž Æ. 鹌 て L たははよ 金上体 郑 府級あ 吏 便朝 生 K. E 日後鮮あ j 鮮 -の の 後 L. K 官、ろ ٤ 用 消っ 依い 本始認る Ø 人 う. 地 省 う政末層 だ 切 て 如 改 车 るた 对 广 序 vt. 朝 ح すの 府が府 ĸ χĎλ 举 L 金· 捨 障 戦ての Ø 前 年 日 鮮 ٤ る 便 운 회 첫 がとっ 0 ė 5 げ 7 券 を の な さ と か れ と つ 人 支 活 官 T 勒 用 街いい 绺 5 韓 τ 1 れとつ 公 Ø چ. 辭 人 弁 箧 費 ---米 ま Ø う て 別 圍 た で た 密 選 更 及 ひ に よ つ で 変 更 及 ひ 日 で ま す の で と 指人に たてた暗 5 軍 2 ~ 会 政 常 本 (/a all the 华 廚 政 た な 店 左 戵 ・げ 庁 日 '( K žŮ. 論 ΔŠ b 日際 あ要為 の 本失政 腐れ支 χýš 本 一左 で ĆĮ. · 12 0 6 ば払 引酸つ , い 0 6 う で い あ あら総す る状で間人者手 沓 る 朝 Ø 継府た るぬ 5 の あ て ろ Ť 韻府も鮮質 がと 主当 をとのの任更代い ъ Э が、すいて湯をにつう るうらうのこて事

51 頁

咢

50

1

つ

跨

ıĖ.

*t*s

れ.

た

52 頁

(<u>E</u>) (国) △ 妥っ 不 民 6 \ B ボ 公求て公 族 ~g - ' 恶以九九九九九 짲 有. 7 E ず S) įш. ñ = -る 慰 一 九 貚 厺 贬 六 () II 左. 朝鮮 暂 で 年年年年年る のる 鮮( 二五五四 宣剎 ٠.٤ あ ተ 刑「 二月十二日 人合 告法か る. 月 月 月月 法 をに共の中 此 八十十 ٤ 要 朝 受 よ 産 て 等 日日五. χŷs. ற 🗒 けつ生水鮮 Ħ 牔 法 1 没て並 mil 153 収 又 資 ъ. 规 定 μŽ i) 3 は 等. 烒 縮 一政出治予 政 規 n 黑 - Ú2 九 治 版 安 備 治 九 想 5. 賏 菽 犯法維賴 東 財取提 ķŴ 犯と 五禄 - 当 処 産 締 条 VC 規 さ 年 法法前 · · · I · 32 養殖れくとだり + 法 Ø 不 . 月 祭 朝 当 九 V3 b H . 鮮. 忐 Ø 12 暴 T ... ΞijŽ. · 人 る Ø 挙 あ 行  $\mathcal{I}$ ħ. 腐にる 為 徴よ 法

(3) (量) Δ Δ . (宝) 鍛みたこる朝を と財監治を 用 to you n 🕄 辞いれ 達 追 寅 け 洋 襺 も、禁 K う は に取要るに れ 緩前 人。 Ø % 鐭 は求朝さ Ø 質のけで行 す 不 鮮け或 朝 知と贈るめ -30 る適 河 同億日ろ蓮物当 辞 何 労 を 闘 者 は O H H じ要 本 う 設 評 な 財 本 本 鉄人る道の名 ではの。 でで、の でで、の に も 求 政 连 窅 政 の競府 0 1 激器度の ぱのの . 26 ±. る、・ 用承法 文 撰 下 又 解 親 正 求 化 位 化 化 ðã. సే 塠 ... • 収 好 贫 " 翔 易 验 H 徽 依 従 発っつつ 2 m -弹 は 人の に 2 14 W て ď て 亿 原 6.4 21 35 京のに原因行場売及合。はといったしす 満 4 15 64 · 63 さ 跡: 6.7 FM たる 世紀 たる 日本 の 日本 の 日本 の 日本 の 日本 の 日本 の 日本 の 日本 'D 244 7: ii 'nά 朝 朝 (C ) 元、詳 解 辞 人 VC : 頭 と 人 入内駅 逐步 かっ

0

Ø

\*

W.

W

使

1

τ

E,

金本

逐

ä た \$ 縉 俊 要

36

H

本人及び

Ħ

本

庿

社

亿

対する

쾿

約

鍍

美

ž

原

 $\boxtimes$ 

Ł

す

4

牆

Ü

便れ

たが最終の 鮮人の所有に属

支払

金はま

だ

廸

期

a n

て居 最初

有及び

τ

いるからこの点

办 省

6 会

附 ĸ

魖 ľ

χts

起

C

あろ

ĵ 赔

って 一号

在外記

名 省.

証

券

は っ

滅 V۵

效と

įψ

九年十二月大藏

Ħ

本

VC

おける銀行

湖定

に関する

硼 る

遊み人の

仮

安

おは合法的に認

真

収

3

し日本人によつて

用に対する

△彼用 Δ された者 は 内 籼 K おい て相 3 . . . . . 当の 待 趨 を 受 け た で 不

议、 Ø 況は をの 通りで رية

56 頁

Δ

建釜備法に蒸く切出のことを

Va

つているの

であ

日 **本** ·Π **X** ſά 為 か ら 혦 鮮 U 外 Ø 契約上 а 本占 或は 領 地 不 Cor かい 法 îï **尚** 论 Ċ 縮 ď 凃 ا<u>کا</u> ک n. tc. 奖

生ずる する治

二五不動産及び動 Ø 避及 よって CF その C 產 彵 た Ó 退 Ø. ·所 磤 地 金そ 有 K 鹆 j. ·w Į, 放 Œ 他 7 登 Ø B 支給 記 本 N. 人 金化 阕 C 使对用 L 日 世 太 す Ø る Ь 法 胡 ŹŁ 雄人技 律 ż٠ Ŀ ة ح (3) 亿

H で 法 | | | | | | の制 による手 済まなかつたるのは 婚した粉緋人の要 廋 とは 遊 のことないつている 何を指すか 法会三 쒢 斷 い る の L Ξ 潊 号 ね で , め Ø る たく 遊 3 用 う a. 綏 52 数 b た χ'n

55 頁

5

生ずる

鮮人の

暗微

要

褪がるる 為

蹇 面 日

本人の

名

襞

な

0

τ.

Ģ.

3

岁

熫

Ø

銓

託

1/2

(중)

別居財産、褒婦の

財産・

¥

Ø

死

後

夫

办

そ

Ø

**登** 要

家の 鑑定 VC 待

版 福化 関する 屷 緙 ٨ Ø 腔 饭 끚

求

の 他 る 祉 券 Ŀ Ø 款 VC 鑫

(3) Ц

対する 事といわれ あ う

た

ので、剣

氏

政名・、米の殿制供

出

しと共に

Ž,

っ

たようて

ある

が徴

甩

Ø

そ

Ø

甚不

評判なものであつた

償婆求 本人汇

朝鮮

VC

居住 韓国人の

Ĺ

た

B 赔

汝

す

る

不

法

'n

浀

5

,生

ず

る

ことでも指す

Ø

で

ぁ ٤

ろう 7/2

70,2

代小作料に関する朝鮮人の

赔

償

要

求

土地を安く

・買っ

骨

躏

딞

ž

だ

Ŧ

L

て

真っ

た

٤

χ'n

· (<u>35</u>)

公社領、

殊.

式そ

Ø

彵

誑

券

所

ir

闚

帉

鮮

人

波

Œ

朝

鮮

政

٨

Ø,

の要求

Δ

法 hf

人につい

τ

И

政

令

篡 •

\_

九

燕.

人

ΥÇ

τ

一九

(国) 日 Ø **涪** 僕 要 保 求 險 会 社 VC 対 1 す 沃 峽 有 3 約 2 < 紛

(4) そ

水和食 漢 利 別 層 平当 殀 漤 Ø

37

(三) (二) (三) ひ(二) ひ(正)ひ (元) 日た弱製朝人互に株似日本明建設等の助開華級本 災婦の助闘奪 本 地 群 **辞でに歌要共す** 水の . 9 か 首 会。 は対道京栄るれ 型 社 は と / 及朝或 すり共 の戦 朝 が し わてて被災る済 び . . . . 鎌 僻 そ 土 災 左 智 Y. 会 辦 VC XX のの意識 引ら別 繗. の 地 K る 週 要 さ 定 放 水 ル 及 ル た び 人建一 対も 湯 の の 激 . ١Ť 符 所 す 有るは溶な 遇 Ø 夹 . E 要 殆 仮 と inić. す No. Ø 術. 同 る水と要の Ä なか 品 計, 求 と 会 2 7 ~ 遊 算 r とあ ٤ 員 及 \* 0 制 K k V χĎΑ ろた œ jζ. O. S. X 阒 狠 Ь ラ ガ V. う 生 っ: 姿 . 5 ð て 俗 **品** る。 のず Ħ n. О · ні 左 かる た . 3 6 海 蜵 10 ح 生 Ø · 启 Ø 얥 . 2 1·c: す. 又、会 人 住 あ る L は 社 Ø っ O .3 PA. . 要 τ , 5 焙 求 T .. . 1/2

選人 判 . 堰 高 涟 4 o n 未の 一等 の に 特 法 民 基 决 時 要 K 思いいい。 生 亿 判にす 镊 穦 狙 日で yζ 通 し本。あ TV 伊 つ 長 て 人 朝 い谷 . 廢 川いただ。 て. 邂 1 S Ж \$ す 郎し、氏は 郎し 宏 Ø はる け 朝 る 锕 · VC あはる 鮮 人 錘 b 3 Λ . ۳. کھ す 曼 滋 Η. 浆 本 訟 C.VC. Ø:

0(=) 処 送

元剂元弱

i 🙀

59 頁

遂

行

被朝れ 請強又の

使鮮た 求制は認

60 頁

日提

機請

関求

す

98 76 21政さ 用人と 売沒可 府 朝 に 府れへ 徽者へと朝特却収に日日の债保鮮在対契契なた米 用一朝か鮮許あに従本本請券険人鮮す約約い諸国 朝の鮮らそ権る基つ政に求、政の日る違違し請し 鮮請に生の いくて府む 株策請本朝反反日求朝 式に求駐鮮にに本に鮮 経 人求おじ他著は弱行にけ けたの作 一鮮動よる る年地権適人しる銀 そく 軍のすす民つ政 横請るるにて府木 o ' 日金域か当のたい行 成求日日对証及 本 いにらな請日又勘 他日 の本 人退お生考求本は定 負 本本す拠び В. **履職けじ慮・国・に** 証保 の 政人るづ他 情 本 Ø 儒金るたを父民日基 芬 険 不 府及各けの 報 の会 主、日朝欠はに本く 法 あび種ら非 畴 が腐本鮮い、よ法朝 所 社 行 る日請れ日 0 以疾人人た朝る規鮮 有に 為 い本求た本 は法へ、国 前そ又の売鮮在あ人 権対 W 政人各朝民 K + 基 力 にのは請却人鮮るの 治に範鮮へ 不 展他日求か財朝い請 基る . < ・・・団対愛に速 足 傭の本 ら産鮮は求 く朝 Ø し給政 生の人在 朝鮮 日 体す別お合 一 本 又る い陶 じ日射鮮 鮮人 た た付府 政 は朝 て人 民にに た本盛日 人の χĎ そ鮮 生等 間対隔 同人の本 及請 府 び求 の人しし 锁 人す儲 種へ収当 (C 対 各の たに こるさ のの用局 朝

鮮

求時に 中直 Ε 本 日接 15 本-関 及連 ふ け びし . る 日て 本 ' · ± 占又 地 別 地日 有 域本 権 にエ 772 お楽 6 110 生 す. るた 労め Z 務の 哪 に他 鮓 徴の . 人 用労 Ø. さ働 請 れの たたた 者め ~ 1c o '

19 18 17 16 21 20 13 12 .L5 14 る 府管 に府対 支 定対 の 鮓は 日朝不請理朝つのす朝戦佛般のす朝日請日人と日 本鮮正求法鮮い訓る鮓争に出るる鮮本求本のれ本 政人行 人にて合前に被ついの朝か鄭 の請ら及 府の為 のおのに棚お客い原で鮓ら便 朝来のび 資け職基いけばて称あ人引む 鮮 地朝 乂求払 金る園い給るつのあつの場金 併 城鮮 过 的 の日政で科目い朝るたこけ樹 合 はを そ 不本府行 なて鮓い °のた定 中 72 お除 不 正政に凱賞人の人は よりか 'n 在 いく 在 汫 消府よし與及朝のき うなら 鮃 てB · 行 費便るたいが鮮請損 左人生 醫 犯な 雏 £Φ ・用請在堡朝人求さ 訴にじ 察 為 さの 治 流人求鮮賞鮓の れ 訟対た 当れ占 日・人請した 団 用炉 はす朝 局 773 た 領: 体 6 及よ \*る鮓 本給民求 文 B 私 地 6 A) 健 ナ朝人 砂付間 不 的域 生 11. 用 Ľ 不 \* 法 府の勧 へ鮮の ない 財 使不務 E Ø 行 不か Ÿ て人請 M 1€ あ 旧 便 府 用正者 75 ・の求 為 法い る 在 用奇 人支そ 芸 引譜 行で 77> 5 鮮: V. 金 の佛の 衠 傷水 5 為結 かは は Ε. 效效 命一他 の梅 生 高 合徴の Ø 졲 ъ. ナび 際。 C SA 機 ٨. る日 にね使 次 KE H 70 生た Ref K 韓 本 二日用 . 遺 は本 朝し契 0 奺 国 政 る本人 X 未人 鮓 た約 - By VE 政府 åП Λ. 朝女 + 仕 決に

25 30 29 28 27 26 援遇 つ 鮮 る 朝限 対 拂 す た し 助者日財た日人在財差鮮の不す日が最る旧朝共た 継の本産朝本の鮮産別人た動る本行初韓総鮮済不 続財人の鮮軍請日の的のめ産朝人わの国督人、法 の産と携軍に求本沒刑篩にそ鮮にれ取政府の脳行 た、の行人勤 政収法求替の人よな得府の講社為 め寡結制家務 府に下 え他のつかその政求団に 玉の請てつの請治 日財求収たも求団 に基の の婦婚限族の 及く 配産かにのた よづ判 本産 得場の 75 3 るく決 遇いら関請め 須日 沒朝に 人の さ合は 叉 者縣生速求召 似本 收鮮関 仕 及失じす 集 名所 n 不 团政 に有 各 及人連 72 法 び産たる 世 体府 上及 UOL . 161 て 極 未類朝) ь 猫 O K 朝. は 土諝た つび 成似鮮日 'n 鮮 た 饺 会 地求、 て登 勤 年の人本 負す ζ. В 人 登録 務 収 又 者権のか でる ٤, 本 録に 所 の利請ら 用 は 中 る関 10 あ朝 有 鄮 権 思 要、求の 地 移 つ、鮮 想 れす 求離、帰 死 Ø 統 Ø 入 た人 たる 執 等緣例鮮 20 制 B 3 使 得 z 行 一金え朝 に.措 用 後 n 叉 と本 には鮮 久 人馆饺 は 姒 置-か法 答よ "6律 潇 す産の 不 涟 金 1 b 有 S 反 生上 具 る権調 L 間 VC 生 料 K じの 耍 `求 K た じ た制 支 K な 朝 r 求 配

63 頁

64 頁

阿馬書/2 到日點價要求調 舊 一類的亞達要求の部

濔		日	- 1	维	• * * *	明	教	委	深污统明 當号歌	價	- জ	1	
242		Ţ.,	-			(10)	249.633	026100	z (84)	國債等により年	east v	T	
263			18			Mr. Millian .	89.1122			and the second	Spinst St. Jan.	-	
48			å§			h - 2-	/	メル戦		研教 / 談 研習	で表示	1.	
25			-	y 遊及大學所或 · 朝皇	Line	ř. 1968.	ľ	142 +		4			
			- 1		下售	第15年前第15	1	.70 .	1. [			1.	
美角	7日夜	ひ骨負	8 3		1		1 '	8=710	3 (%)			1	
,	,			/ 原架發展開物館所在	全数耳翔	康仁		140 .			,	1	
				2.果东大君崇古館所謂			ĺ	1 .					
			- 1	3 顧童祭粉白檀香草丸				/個				1	•
e*				4圈口厚所做 麥茲布			1	タ状		,		1 .	,
				メロ本当地所在朝鮮的			1	50 10				1	
		,		4 東東戸田刊 安衛所书		看福品		52機				1	
			. [	2日本作宣傳物館所養				456 .	· .				
			1	8 解解 古奖 次 品 面 人 万			1 '	21.5				1 .	
				ナ公州百済時代美術品			١.	步骤	1				
		-		/0東京音藍帶物醇所養		应口姓其他	1	80强	1 .				
	1			バ統会製耳師其他		4 47	1	17 .				1	
船			糖		8. /8	4.617.000F	[	2678	1: 1	,		1	
				/ 在日韓暗姫部		1.16.5	1	90 ,	平(大)			1	
			į.	ター鍛煉艦	٠,	9. 712.000 11	[	20 1	5 (都)	全部院设			
				2.特殊應船	ەھ	S. 205 600 H		108 ,	· .			1	
			- 1	《凝摩 鹽物部	- 7. 80	6,200,000		48 ,	*	大部分沈设		\	
			. ].	ケ経菌量艦			- '	э,	难事	l,			
地	<b>100</b>	綤	成						1				
			- 1	/ 韓國全土百万分之 -	<b>白版學版</b>		ŀ	14	4 (\$P)				
			.	2解屈食土苗万分之-	烟载硒黍版		-	10				1 '	
			ŀ	ラロ ニナず方き	一架版		-	65 .				1	
				◆稲 五ガカモー	地質商歌物	4 - 1		61:				1 :	
		4,	- }.	5韓國告地及万方之一	<b>地形图景颇</b>	181 62			, · · j	<b>找數來瞬</b>			•
				4明 二丁五千夕		7.77		mint	,			1	
			- 1	7日 ・ アケミータ	day .	3.0	1	52 *			-		

定基、 ・及づ 53 法日 人本 間人 海に 海对 11C 3: 贈る ナ朝 る単 ` 人 '日の. 本語 法求 人 VC. 饺 る・

65 頁

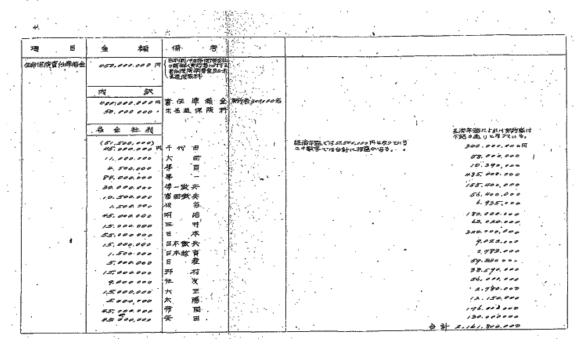
					:						
画	· 純		1.	岬		峽	复	举行號明 當予數	綿	カ	
. #ts							-			1	
										5倍勤者は全華	
						]		٠.	x.isD		·
						1	13 / E		1 *		, .
		他 / 朝鮮側班汀 / 朝鮮 東京台:	他 / 朝鮮側班汀海外區附 / 新鲜便度会社果果买 。 	他 / 朝解側珠叶海外后瓣鞘寒不動產 / 胡靜 複声多址 單星 艾洛 含 各 剛乐	他 / 耶解側張汀海外庭瓣點度不顧度 / 斯解便實金柱里里艾高多色闹踩 	他 / 耶將側班門海外在辦數度不數度 / 斯特 便東多粒里里艾高含化南绿 马商 赐译工装管竹等二号定電機	他 / 耶將側來乃海外在辦數度不數度 / 斯特 便東多粒果果 艾高 含色阑绵   马爾 蟾律 正 榮電前 等 二 罗尼 電機	他 / 期解側班汀海外區瓣動塞不動產 8.023997円 末虧轉 起京金粒果果 天為 6 名 电保 194000 。 3 両 號準止發電所等二 5 紀電撥	面 點 頭 數 頭 當多數 他 / 賴解則或汗油外危腳點寬不顧產 夕爾辨便素金柱果皂灵溶查吃闹保 」 周爾 總準工學電所等一多形態撥	他 斯蔣則來尸海外危辦數案不顧產 8. ***2797円 大學的褒慈\$  *	回 玩 頭 数 運 當亏故 鄉 ろ 他 / 賴解則逐升海外屆聯節寒不動產

# #	<b>公司</b>	朝鮮張介	<b>阿米拉伊努</b> 汀	新英级灯	列列内全级万	11968755P-7T	2英代的亚贝(F)	を持ってきた。それ	明8年金月紅杏 健 台 念	其 18	- 4	т. т. т.	
剪出鱼	žt	3173.23054.3 23	1.791.486105ab	65782.59606	29401152928	15:201 652 64	entert anarch	25 231 H18 06	798527933	-	6.1285315140328	185 47.619.19	
	(宋 (太利 夏)		25.21 6.632.04	14985999	18/9-2	59252999	, , , ,		49295571		245871.221.66	11.218.309.10	
,	日本人個人		40432037484	15W8.82681	2632994724	,				- *	214242963.52	41.911.0094	<u>.</u>
	西本对蓝纪湖人		35747,53352	955.08.00		40000					386.9189694£		1 .:
	日本哲公書	-	-		7								•
	<b>非常</b>	4483=86,296 <u>42</u>	1298,188751.12	48.114520 <u>26</u>	147871.581 23	2.771.914.00	59.682.20	10.000.7-461			5250281.496.22	MARKARA MARKET	AND SEC
	おおないままた	2000000	girmana es	30688358	169.70122	1. Through					8506.919.20		
	朝野市電公署	-	11898,200.12	2.609,20002	4584756			1.		•	19.069.619.21		٠.
	公书团体	256076.62	205861439,45	5.9598484	15=9741.40	300,00000		2500 954 22			264626262	46.585.248,56	٠.
	哲學科歷業 团 体	22550.65526		:				1 184.2809A			94913.939.22	,	١٠
-	基他环人即係该人	6279.221.42	40,9457452	342,832,0	69221,62	,		293224940	4		\$2.729340.2E		
	商 科果療銀 污	40,000,000,00		1.1	. 7 /	1	,			,	40,000,000		经出境政
	軟件金融金庫	_	69.220.000,20		43 2						4989,0000		
	<b>在整設備學司</b>		16350,0000			-		·			16.250,000.00		1
	· .			-	777	* . :							
					1.0	,		, .	1				
日永建質		981 10340 656	4526841,46		33941014			,	315,629.00	ووم الديناي ودو	1544194098.81	384575559-5	5後9短入
	日 銀 券	45997 <u>0</u> 609,65		٠					315,429.00	591343.1992	1491.932.1758	連挙57第59 号 534865 かり出 から後間地 全路4回を連合さ	LINES AND A
	湖州中坝泰	· « « « « » » « » « » « » « » « » « » «	NO. 249.055								1015111026	福用外域銀行下門 8月25日月1日初	
	<b>市 袋 漆</b>	, 1476000								1 .	15 96 300	朝朝神神州所	₩
	北发联频源	44.89.80	,		1	17			1 1		64,289,22		
	<b>中大炮作</b> 东	· 40,506.5c			11						42506.60		/87次第
	日本學系	*****	1	1.0			i		1		23,42513	/死在/发起中4	n project res
	日不設計小類和第	19.50 2042.22		* ,	229.WOL						20.189,45344		THE REAL PROPERTY.
	<b>家羅銀行界</b>	200	ii		100	1	i	ļ	1		500	智慧评有条	

		. ,											·	
塀	8	時間要求換問名	畔 銀	趣 批	有具銀行	唐 频	称 . 纸	福至旅行	作夹	'全 選	英 也	e of	□ 万	
1 100 s	-18		7.			1	,						佛伝	CHRONICAL STREET
905			4880959,152,13	504.91 8842.50	265.207.205.24	27856387568	161,827,624,50	242460071	50,909,730 00	\$64.472.578.7ER		7.12.1844.423.72	295.9202	(中国の大学) (中国的大学) (中国的
	-1	(矛 政 利 鬼)	A67.195.62	12194835	186.110.52	1.336,106,11		110135	108314852	7808937868		80.107.1453.75		(大学校報)
	1	上海布绸	x 000.01 0 50			3.	1.0				ľ .	40001116	294 820 1	84ER-20
	- 1				14-12 30 87 20 8 400	190.602.000.00	15494575959 52	488647596	15795,4500	231513/19.52		5,000,000,000,000		1 stript
	- 1	日本展井地方廣	1620,540,00	1 .	- 2200000		1 .			] - ,		1,089.500.55		1
	ļ	日本政府课程社價	202.234.000.00			3	i-		nt grandiges (III	36800028900		2mbhn 3281/4		
		日本政府技術社優	35.430,300 00			17	1	4.645.931,35	:	224,900.72		71.5252.539	1	金融の
		日本一般社價	177.5000		4.424.0000		ما مناهم من مناهم و			121004,0000		177.988 8000		1.00
		日本一数400円の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	2952.400E		1909.87520	. 1530 cee \$6	496.42592	3/4/30/2	A. 154813 E	TI BENDOER		36.571.10500	1 .	. 8
		大松の名前が公	Meren oft	1		7 45	} .					diane.		
	- 1	Seprisi Sec. etc.	18,504874		1464952548	9168750	i	1576.96753	24956256	MAZ6870050		169.05.58000	·	
	.							-		ļ		1 .		٠.
対日	查		F998 9/5C#43.4X	46147846.98			1		1 1	1		3.034.863.00°0°53		
-7		在中文总为赞见					1 .		į.		,	2015 40 B 151 24	1 .	1.
		对西班及木鳞粉	Brigara CE					1				Sina sant	海田田下町(野山  開バアの野山 下さ	KURLUKTI KAND
		金 业 界赤斑金	\$15.81.5E				1			-		577.16614	( Tr E+720	Indeteror
		商外市多數欠得任	35.593.194.20	2193797.5							٠.	20,762,5696	には、中間、開始	Z-MINHOW
		<b>特殊意理助灾 衛彈</b>	1800,000		ĺ		1	-		ì		as manage	(A) 10 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	MILES P
		1	2001-010-010-0				17				† : · · -	2.74.00	(12 様立を発達	
離操	鍵		2916,000,34	187000.65		13. 5					٠,	2,103,7092		#1518.m
		日本所在土地	15553802		,			ĺ	l	1.		ATECREE	F -	
		. 类物	146103570						j .	i		4479.30.57		
		4 全學	2457495	i				1	-	i i		Againest		1
		中國灣語的在土地	121276211			90 m	,		ļ			1.813.943.53		
		. , 建锁	284745758			1	1	1		1	-	zerzacze)		
		。 金剛	764 and 1.84	d .						E		25/44/20	į · · · .	

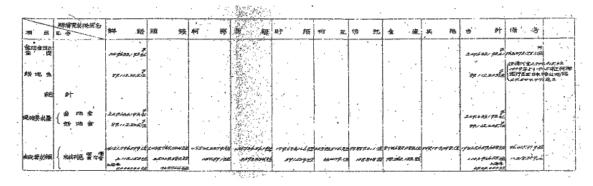
68 頁

3				) ;	be.	., '			)	٠.		7 -	12.
आ है ह	財産業会会の名 エーカー	解 级	超 赕	架 英	副新教	好 级	相 五	A PC	全 竣	其他	6 5	荫 .卷	
日本回席会	1	\$01.748.748.6 <u>5</u>									40/10830K42		
1	口脊代理器	742.859,002.92			9						742.259.002 je	近是家町町本	
	日叛贸业全	158 78 78 784 24	Īi		diameter						158.239.821 33	<b>温/2+5年3月</b>	上年度/タル6日
小野魚車 木政利子		283,446,458,92				•					2324449882	B/745版3所 で用する利子 B/446項 5所 5所・05列 3プ・ プサ・5覧 9年/0 ムエ+20のでの	- 100 AL 100 AP
大阪製造料			2/52/18642		The state of the s					,	ZIZZWELO	を の の の の の の の の の の の の の	語字字語語及 1.38 Met 5年 180 年 1878
보 소 소 소		44.900.321.92	16749196.02	18,910,81	418319 0 t2	ziopokste	1362929 12	2469.500	1,1813-07.62		74.075.1592	Fresh Made	SARETHER THE
	北区等計及の指導	22.67.74262	42800000	, .	94468013	605,09822	645.639.11	1211133	4815 72		20.958.264.9	1 .	
	<b>店</b> 劳 金	212799780			*10.650.No	12-77-7		ANGES 385 Ed			29.156,476.0	4	٠.
	英	1.472.601.52	pska64gt	28.7.18.1	2931492	1.18715960	270079-190	2842.24.22			414836434	<del></del>	
反 私 鱼		20620622	72.43.55	n passede	176905.4	W.W.E.	7 de 100 8%	69.422.66	5371281 <u>6</u>		1.066.626.98	对日本级私包	模 1.
李州田町					J. /							信道家計200 現金のよだのこ	60.22 2.23
授助定	'	4.716.17442	56.830.438.7L	14454510860	11841136586						331,502,7825	対域の大き	MEXICAL DE
.	内观金	2-17771920	SY4057452	800300466	79.765.740.22		1				. 03. 86 ii 260 <u>2</u> 2	i	
	期間人個人想象代記	A / - 24	2,489,687,94	251.1288							4.5 6 zu 6.4		此心的人便會
	; IB人接食代数	1-71-1-1	, , , , , ,		2663,243.573		,		,		46-94655	1 .	SUEV.
	日本人類食代心会	1	2660,047,08		53.612.97462						164355,0000		1 .
	狭足指 代本金		25.0101825	,	31.57 arsage	1.34					11331413812		<b>经验室外</b> 现金
	其 他	2.146.59502		5 <u>e48</u> 950.		ļ,i					2.886.524.9		製工物學
体例第 <u>元</u> 《 周 禄		-					-	, rr. g41.0 <u>5</u>		-	110,761.00		
					5 -1		:				<del></del>	·	



70 頁

'97 -										
7程.	8	全	◆頭・	瘫	*					
擅善保険水払	保險全	17	. 336. 159.13	日本側 (4年 東文語 1年 東文語 1年 社 1年 1日	1000mm	<b>建筑</b>	1			
		·14	款					. , . ;		
		,0	. 90.9. 468,33 . 0.90 . 640, 85	未必原際金 再保障 凹	文拟全 伙-宝					
	-	右	会社別 17 705 74	1						* *.
			240.212.88 313.005.52 1.780.52	與更海上						
			45, 868.24 141.541.42	日 本 日本動 基						
		^	137.520.00 1.06000 114.945 46	田 新	-					
			306. 565,08 17.016.63 364.334,86	大正海上				. '		
			933, 913, 58			لنبغال			· , ·	



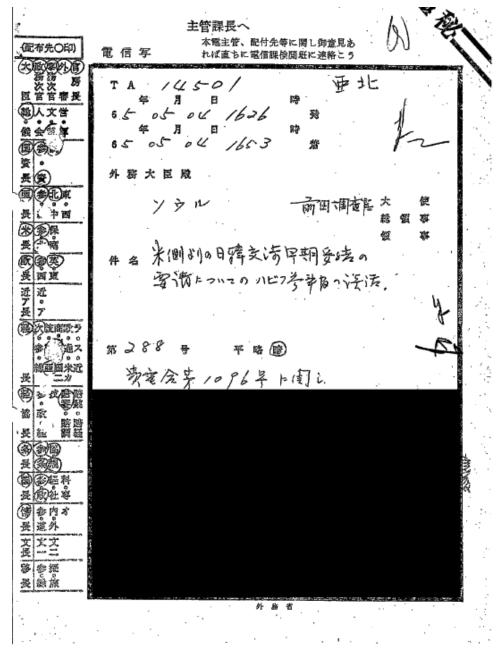
/.					Bir Control					-				·
养疾的健 理 貞	情報對應 東本7代河海 医 分	胡伴给沙	相继运车等力	有異素力	क् <b>रम्</b> धारतंत्रन	<b>京新教育</b>	41年第1 (12- 第1	Alterial COST	期刊全胜河台 亚 台 金	× 10	±	*	184 %	1
辉 愈		sanda arga	erg.ess/1993.42		ing angeres	25.1 1 16.15 19.26°			Mark Garie			nert de	新磷化物	m.115.193
	EF4人網人版金	128.08 250 7.20		1	Acres 1			7		-	383.790			9452.79
	日本は人図シ・団体	9232671936		1 . 1	19		,	good of the			16 538			13:00
<b>表金</b>		,	• .		., 40		1				1.		_	11.70
	l	222416		2009252	245 CFT G		_ secure si	200	. APRICE 2 16		200	25/6,76		
医感情点			650 800, pc a, 62			·. '					100,000	Page 12		11
	c 本人個人		1.8663000					1		-	. 1566	30.052	1 .	1
	日本市公野	ľ	ARMA SOUTH					!			42,500	a march	ţ	1 .
	日本大概在		70,022,005.50		F-7-197		!				70.003	E-115-32		
	聯級犯罪所		1912893000								19009		1.	1 '
	日平内会会心法人		36 3.502,20			ļ · ·	1	1		i i	049,000		. '	1
	746 XD		4024-525		and the same		<del></del>			`		ente 4		+
19 日 本 豊田登時			48988460.0	L	2.1					l . b	45,952	Legist (\$		1
<b>阿斯斯斯</b>		. '		į .					F			, Darfi		
				<u> </u>				.6292A650			- SEE	Entre la		+
きなめ后 対名。更持	<u> </u>	8 487 chách		{		ļ	ļ		ļ.,			8-F94	·	
おかれる				58 a. C.	- g		- ALEXANDER	deve	T.ME. 1977			375664		
et de comme								1			i		I	
地大大大	Annual of Theorem 1977		LEXXX (68.6)								-1-2900	24.232	9	
上野海人寮	<del></del>		16.000		A-,		ļi					10000	<u> </u>	سندسئ-
本政権	,					ļ.·	1				1	tea cú		
<b>多面像水</b>	1.1			1	7.125-7		F	1					1	1 4
逐频			2,911,02,572				t .				- 1	~2582	,	1 113
	日本人個人		31343.476 24	1 !						-	لتلافرا	1496.2	1	
	日本法人及い団体	ł	287779		L	L	1		L		1 277	7290		

z.		•	·:			5					٠.		
76 8	63 所像財化 65 か、大仏内 南名	J# 5K	粒 飯	ed 30	di set	好 旅	16 £	1年 蛇	2 4	JE 185	8 <b>8</b> †	麻 专	
被周围体的 出版,将式	- 1	(120 LT) FR34R+FF,ER	5252400400	218322810E	100	د صدر موساسره موازد	(404) 5737,000,55	(100) 2000 (100)	UP-> 325711509.72		158215.759.72		
.	日本人個人	55,001,72573	2029086282	200356	100 02006) 2409.782 EX	(34,646) (35,646)	APPATONE	(24,000) 678,068.68	126148000		ST. 155-31.E.		-
	日本包公酱	( 10%) 22.63000/da	2.96150000 2.96150000 (2.446)	20005 20000 (20000)		( amais	A - 450				22640000		
1 1	日本月盛纪法人		16487197522	AN PRISON	dases dases	1600000	3/92/2019	21.8755.00 21.8755.00	·		22096.7000		
1 1	朝鮮人個人	1461		20000	A	(near)	(	(2706)	( 45%) 2078832522		2973900±5		1
l i	朝鲜内登纪这人	12.057350 E		99506) 389877±53	148	. (#/##S)	( desta	Cod resul			M0.88508002		
	<b>英</b> . 他			24 M 7:52	2			Ĺ			22.7.500		
保護物		1756				1						1:	
	ল্য হয়	129	183		-3			2196			2.635	- 42	
	斑 斑 概	173	3			و ا		,22 ,22,28°,			2435		
as 多	· 57	22934/40830	723777.070-23	1842 27621	10 1955211 61		dual by Page	ioni man	749+6520 <u>+0</u>		12/71449/75		42272V.242

文書番号1695(85) 1965.3.18 「日韓会談に関する在韓米大使館参事官の内話」 16頁

頁	開示前	開示後
16	/8日国務省	/8日国語省ノレツド韓国録長はチパに対し次のごとく述べた題(なおノは夏ごる在ケイショー大使館政務担当参等 官に転出予定の由)。
18	下段、6 行が墨塗り	自分のみるところでも以前に比べて大 分成長したという感じがする。特に内政 に対する同長官のセンスは相当高く評 価してよいと思う。ただしリ長官自身政 治家として大きな将来性があるかどう かは同氏が全くボク大統領の「引き」に よつて立つており、かつ彼自身何ら政治 的フオローイングを持っていない点か らして疑問であると考える。

18 頁の下に「次頁以下 2 頁不開示」とあるが、今回次の 19 頁だけ開示され。しかし下半分は墨塗りで、その「次頁不開示」なので、殆んど「開示」とは言えない状態。 「開示」したという19頁だが・・・



次頁不開示

-19-

頁	開示前	開示後
20	下3行から次の21頁大部分墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま

# 文書番号1743(89) 「対韓経済協力に関する件」1962.1.29

頁	開示前	開示後
3	下段、欄外の手書きが墨塗り	国会 : 法律不可能な政府の約束した
		韓国 : J政府が「政策の表明」だけでなく、義ム
		として約束せよ。
		協定文に日・タイ互々に似る?
		協定迄のstop-go? 2億で話つけ0.5調印前緊急援助
		も次の9文字、隠れていて判読不可。
		(DS: 注揮不了能力 政府のドン東は、 第D: 了政府な 「改善の意間」がすべな。 高くとに 戸原せよ 協定文上 日外 なとに似す ? 協定さら etgo-ggp? 2 (巻できなり のよ 1811円前 変きすまるりし
5	下8~7行墨塗り	右計画の内容には、疑義が多く、
6	6文字墨塗り	韓国電力社長
7	3ヵ所墨塗り	日本工栄、韓国電力社、韓国電力社
8	2ヵ所墨塗り	韓国電力社、日本工栄
11	1ヵ所墨塗り	駐韓国USOM団長Killen
12	1ヵ所墨塗り	海外電気通信協力会
13	4ヵ所墨塗り	700万ドル、700万ドル、640万ドル、2,040万ドル

# 文書番号1745(91) 「請求権問題解決について ト部参事官」

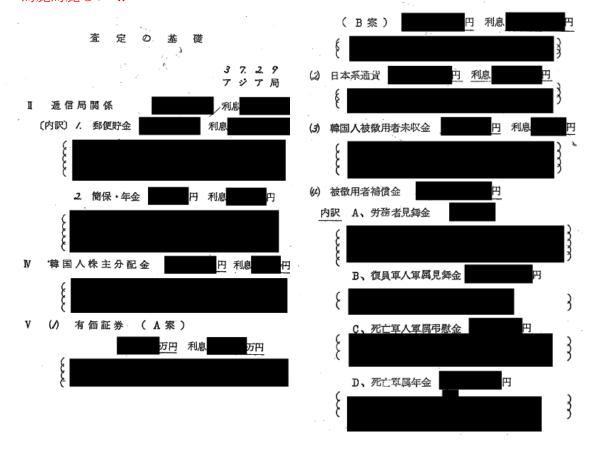
頁	開示前	開示後
2	金額が3ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
3	金額が4ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
4	3ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
"	●●●●まではひろげることが可能	1億ドルまではひろげることが可能
5	2ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
6	4ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
7	金額が1ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
8	韓国の請求に対する査定金額表の、	依然、同じように墨塗りのまま
	金額が全て墨塗り	

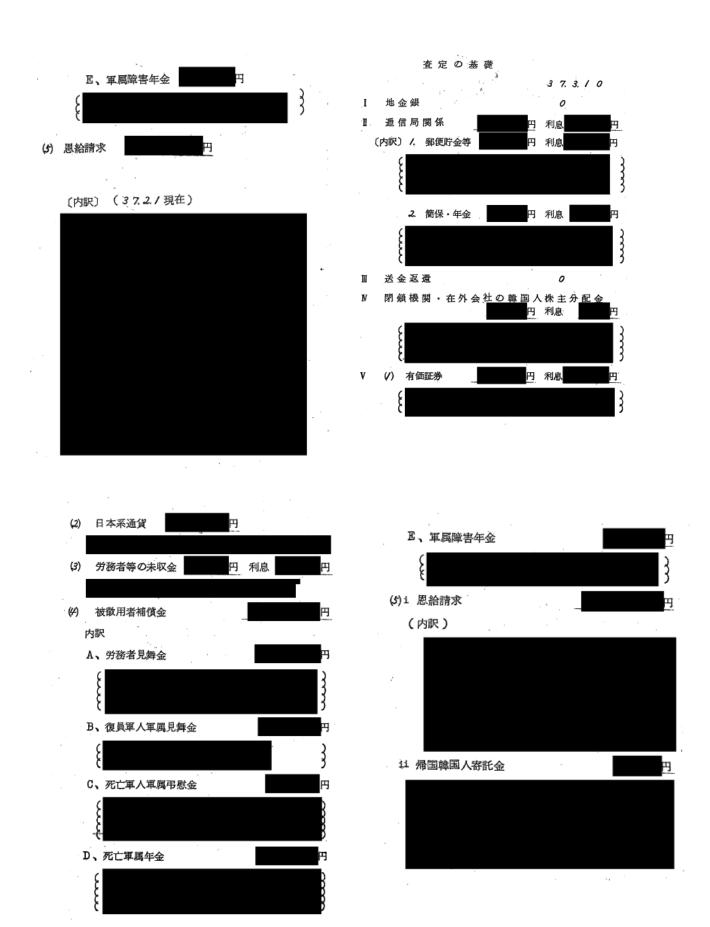
文書1748 (94)「対韓経済協力試案」 1962.2.7

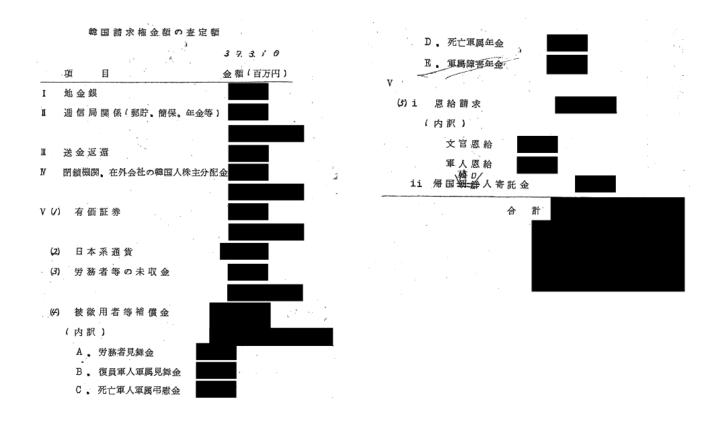
頁	開示前	開示後
6	4~5行墨塗り	右計画の内容には、疑義が多く、
7	2ヵ所墨塗り	韓国電力社長、日本工栄
8	2ヵ所墨塗り	韓国電力社、韓国電力社
9	2ヵ所墨塗り	韓国電力社、日本工栄
12	1ヵ所墨塗り	駐韓国USOM団長Killen
13	1ヵ所墨塗り	海外電気通信協力会
14	4ヵ所墨塗り	700万ドル、700万ドル、640万ドル、2,040万ドル
15	4ヵ所墨塗り	50百万ドル、50百万 \$、直接借款2億 \$、2億5千万 \$
15	1ヵ所墨塗り	50百万\$

### 文書1755(97)「日・韓請求金額の査定」1962.2.9

7頁2行目の年月日「37.3.10」だけ、新しく開示。後は全て墨塗りのまま、不開示 馬鹿馬鹿しい!!

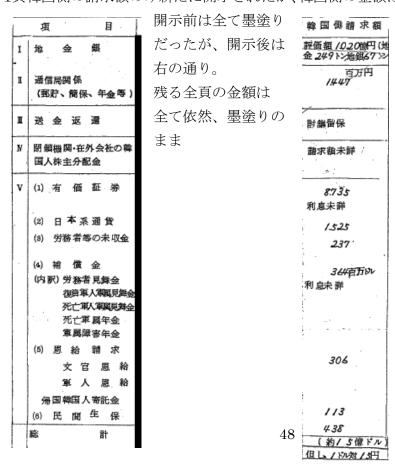






#### 文書1758(100)「韓国請求献金額の査定」1962.3.13-14

1頁韓国側の請求額のみ新たに開示されたが、韓国側の金額は既に5頁で開示されていた。



# 文書1764(102)「韓国に対する借款供与」1962.8.16-17

頁	開示前	開示後
1	金額 ●●●●	金額 2億乃至3億ドル
IJ	下段、欄外の手書きが墨塗り	輸銀借入金 2:1 政府出資金 783 億円、1174 億円 (6.5%) (0) 基金 全額政府出資(資金コスト 0)
15	3ヵ所墨塗り	株式会社水野組、三菱金属鉱業株式会社、北スマトラ石油開発協力株式会社

# 文書1792(113)「日韓条約及び諸協定関係対米折衝(各種会談:昭和36年)」 1961.2.16-11.4

頁	開示前	開示後
1	在京米国大使館●●●●●書記官は	在京米国大使館グライスティーン書記官は
5	在京米国大使館●●●●●書記官は	在京米国大使館グライスティーン書記官は
10	<b>●●</b> は	「グ」は
13	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
17	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
25	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
34	●●●●●●書記官は	グライスティーン書記官は
36	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
41	●●●●●●書記官より	グライスティーン書記官より
"	●●書記官から	「グ」書記官から
44	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
48	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
56	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
60	●●●●●●書記官談話要旨	グライスティーン書記官談話要旨
"	米大使館●●●●●書記官の	米大使館グライスティーン書記官の
64	●●●●●●書記官談話要旨	グライスティーン書記官談話要旨
"	米大使館●●●●●書記官の	米大使館グライスティーン書記官の
67	自分●●の感じでは	自分(グ)の感じでは
69	米大使館●●●●●書記官より	米大使館グライスティーン書記官より
72	同大使館●●●●●書記官は	同大使館グライスティーン書記官は
IJ	●●●●●●●●●●の2会社	Rand もしくは Arthur D.Little の 2 会社

74	•••••	グライスティーン
76	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
"	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
78	●● <i>カ</i> ゞ	「グ」が
80	自分●●●●●	自分(グライスティーン)
"	自分●●は	自分(グ)は
82	●●●●●●書記官は	グライスティーン書記官は
85	下 3~2 行墨塗り	もし岸氏や石井氏が起用されれば、これよ
		り悪い人選はないと確信する。
86	在京米国大使館●●●●●書記官	在京米国大使館グライスティーン書記官
11	●●書記官が	グ書記官が
102	上段、約10行が墨塗り	日本の支払う請求権の最終妥結金額は8億
		ドルよりもはるかに少なくならざるを得な
		いであろうとの意見は一般的であり。It is
		generally accepted that amount. Tough to
		be much less than 800million dollars,
		though were than what you had in mind.
		日本側が示したといわれる金額(5千万ドル
		をグ書記官は指していると思われる)を超
		えることは確かであるが、この意味で、日
		本側として、韓国側と十分話合う基礎があ
	( ) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ると考える。
108	<del>自分</del> ●●●●●に対し	自分グライスティーンに対し
109	●書記官は	グ書記官は
116	●●●●●書記官の内話	グライスティーン書記官の内話
"	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
118	在京米大使館●●●●●書記官より	在京米大使館グライスティーン書記官より
"	Survey Team としては●●●●●が	Survey Team としては Arthur D.Little 社
		が
121	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
122	●●●●●●●という日本側の解釈	個人の請求のみを支払うという日本側の解
		积
"	下1行が墨塗り	個人の請求に対してのみ支払をなすという
123	下1行から124頁上1行まで墨塗り	個人的な請求にかかわるものについて
127	••••••	A.D.Little 社も

132	●●●●●□等書記官同行	グライスティーン二等書記官同行
160	●●●●●書記官	オズボーン書記官
179	●●●●●書記官	オズボーン書記官
188	●●●●書記官、他2ヵ所墨塗り	サタリン書記官、他2ヵ所も「サタリン」
191	●●●●書記官(大使館経済部)及び	フォード書記官(大使館経済部)及び USOM
	USOM の●●●●氏が	のジェームス氏が
195	<b>●●●</b> は	フォードは

### 文書1795(114) 「池田総理・ライシャワー大使会談」1962.1.5

頁	開示前	開示後
1	米側●●●●書記官陪席	米側オズボーン書記官陪席
5	2~5行、約3行が墨塗り	請求権として支払いうるものは5,000万ド
		ル(伊関局長に念を押したので、同局長よ
		り、外務省の計算ではせいぜい8,000万ド
		ルになるだろうと答えた)位で、これが
"	下3~2行が墨塗り	之は結局、無償経済援助となるであらう。
6	6~7行、約1行墨塗り	が、これが無償援助を指すものと了解して
		いる。

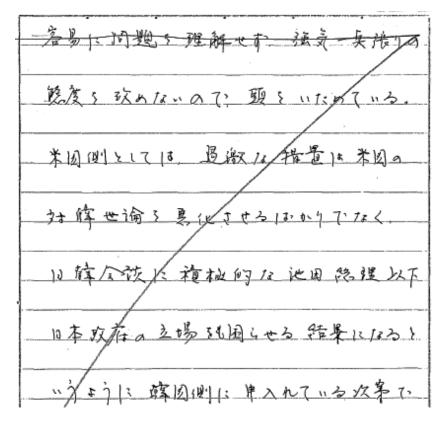
# 文書1796(115)「池田総理・ライシャワー大使会談に関する米大使館の内話の件」 1962.1.5-7.13

頁	開示前	開示後
1	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
10	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
15	在京米大使館●●●●●書記官の	在京米大使館グライスティーン書記官の

16 頁下半分と「次頁不開示」、続く18 頁上3 行が開示されたので、下に複写する。

文本也 a 木鲜图你 T· 前日大之后的题点 革命裁判所が出土りに過激なくとうやら ムよう 半月として 最高交後に圧力をかえ ているりの題である。 木図としてはかれて 民族10数事件、粮和岭事件、金雄珠 第6年国长事件等15717、大力度、七十 革命裁判所が五より、極端,通激に折る 判决了下女的 过度的口 军事政権の 幹利以惠人以). BOOTIN DROSH うくとき 強く散高 5 大水方待果, 今後1: 申入れ7.3人 > M1 7 + 1 7 : 1 本国の干涉上的了了 泰易ならぬ(女事で)。 1: 察看1:/7232, 韓国民《民族感情》 また. 前高个提内 a 链硬派a 刺取 及様をかうことはなるし、TRKはしくさいで 久、ておけば、梅绮、過激な判決が 以方·为了, 国的外内 軍事攻権に対する不信を強めるでとは Mintasate inte & hasili うまくみろいはあしていかわけである

18頁下2行から19頁7行まで墨塗りだったが、開示されたので下に複写する。 とくに革命裁判所、検察部長、朴蒼岩大佐がその代表で、



ある。

- 19頁下2行目が墨塗りだったが、開示されたので下に複写する。 米国として、その説得が効を奏し、
- 20頁4~5行が墨塗りだったが、開示されたので下に複写する。 米国が張都暎を買っているから、この問題に熱心であるというのではなく、
- 21頁下2行と「次頁(22頁)不開示」が開示されたので、下に複写する。 バーガー大使はこの気持をうけて朴正煕にうまく働きかけた結果、求刑が無期懲役に とどまったわけである。

頁	開示前	開示後
23	米大使館●●●●●書記官は	米大使館グライスティーン書記官は
24	3行目が約1行墨塗り	日本側は7,000~7,500万ドルを示した
25	下 4~3 行の約 1 行が墨塗り	しかも請求権処理のための金額は極めて少
		額であり、
27	下2行から次の28頁上2行まで墨塗り	同長官が現軍事政権内において、同長官がア
		ウトサイダーではないとしても、イナーグル
		ープでない事実からして、何らかの実質的な

		譲歩をする権限を与えられていたと考える
		のは非論理的である。このような
29	自分(●書記官)の	自分(グ書記官)の
34	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
35	中段、約4行が墨塗り	「自分は李承晩政権はひどい政府であった。
		張勉政権は混乱を招いたと考えており、自分
		は今でも軍事クーデターは必要であったと
		思っているし、
45	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
48	下1行から次の49頁上2行まで墨塗り	政治的な力がないこともあって、単なる
		rubber-stamp であると認めざるをえない。
49	中段、約4行が墨塗り	陳よりも文の方がずっとよい。自分は陳が李
		承晩政権の末期、駐日代表部にいた際に相手
		にしたことがあるが、態度が硬くて扱いにく
		い人物であった。
50	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
53	自分●●としても	自分(グ)としても
56	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
60	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
68	自分(●●●●●●)の個人的感触	自分(グライスティーン)の個人的感触
71	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
79	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館グライスティーン書記官は
82	●●●●●●は具体的に	グライスティーンは具体的に
86	在京米大使館●●●●●書記官に	在京米大使館グライスティーン書記官に
90	在京米大使館●●●●●書記官に	在京米大使館グライスティーン書記官に

# 文書1806(120)「在京米大使館からの情報」1962.8.28-12.20

頁	開示前	開示後
1	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館シュースミス書記官は
2	日本側の提示した●●●●という数字	日本側の提示した 1.5 億ドルという数字
11	日本側にも●●●●から上がる	日本側にも 1.5 億ドルから上がる
6	在京米大使館●●●●●書記官に	在京米大使館シュースミス書記官に
9	在京米大使館●●●●●及び●●●●	在京米大使館 Farrior 及び Shoesmith 両
	●●両書記官は	書記官は
19	在京米大使館●●●●●書記官より	在京米大使館ファリオ書記官より
22	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館ファリオ書記官は

文書1823(122)「金中央情報部長訪米」1962.10.17-11.71頁の上に「前5頁不開示」とあるが、これが開示されたので下に複写する。 1頁 2頁

12. /2. /2 15東アルア環 在京米大使館ファリオ書記度は本/か日子前 当課 5 未対し、全確议降岡中央情報部長の 部日まない 諸本にコッて、ソスのとあり内話して2	全種以中央情報部长の訪日 10 × およい訪米に関する 本大使館員 0 10 話について
为谋·未动し、全维议薛同中生情報部长日 新日本よ小新朱1:2117、72al 和1 内括12	
静日およか野本にコップ、次のとかり内話した	在京米大使館ファリオ書記官は本ノトトーテ前
上班· 同大度確は 补微长は少如 蘇固政府	/ 左韓木大使館より報告をうけとったが、これに

貧脳が、まかべま全種以中失情報が表と、他日
芝理なない大平りお大臣Lの今次に非常な
食事性をはたせるかり、これが日降関係
史上にあいて 決定何な 出来事となったごろうと
芳えている盲性肝しているとのことである。
2. 全情報部长。扩本上图17. 在韓朱太庆
嚴与"米內拉海(·克·瓦·夏敦 · 子··列春
したか、その主は肉を(す)なのとかりである。
しの間に話合われるとう想する問題に次の
37.である。.

(d) 1) 韓国趣:全部长证10本政府10	いらかでにある方章にっき検討が行るわ
治しないら 泊ませて後米すかので、その	h & j
市し合いの結果はついて米側に説明する	(2) 在除朱大使解 1、全部长 韵朱 a 声夷 5、
\\\(\(\frac{1}{5}\).	寺本中下内部長らして韓国情務に関する
(P) 韓国园由·信教: 华侧(B 民政校章5	米圆《见解》十分(: 装藏女(的与?と):より、
迎えて政治活動がどの程度正常な姿	>人後降国にかいて常国の意向がより効果的
に戻すれるかにつき全部をに襲的ら	: 及映されるよう : することにあると考えている
ボカカシャ(こたろ)。	a) 未拉,在除朱太使雅士,全部专注非常1:
0) 本国《社体援助: 米国《社阵援助	母民主義的な人物であり、非難に対して気を
の効や用金が対談されようが、同時	提起中京小小· 他面 他人在意见:《不多使中
」、韓国における.インフレーションの月題と	午直」:また権限をしつた及応を示するで、

日部長との全球、並びに同部長の扱いに際して は、米他りに慎重に行動しなけれずならないし まに、彼の韓国内での重要で影響力の大きい 地径にかんがみ、米側り、多分の努力を行な うことが意味があることであるしている。 10 頁下 1 行墨塗りと「次頁不開示」が開示されたので、下に複写する。 3.全体の印象として金部長は有能であり

韓国の將来とえうことを真剣 K 彦えている 人物とええるであろう。軍政权の中心人物 であること K 向違いまいか、朴武氏の右腕 と立えるか、その辺の関係などうと良く分 からない。

(7)

### 配布乱、

大臣、次官、外務審計官、黄田大使、官房長 亚、米、改、圣、倩各局表五零、米零、晚 亚、牛、米北、映東、楊道、 
成外

頁	開示前	開示後
15	在京米大使館●●●●●書記官は	在京米大使館ファリオ書記官は

21 頁  $2\sim6$  行、5 行の墨塗りが開示されたので、下に複写する。

(3) (打動的地上) 全部表於10月提前。
***本中の唯一の解状型と思われるから質
11:a1:371, 他的說性(主性間內別八寸·
7月之失せるまで そっとそのままにしておくのじ
一季からいれたいし巻えた。

# 文書1905 (132)「雑資料」1963.1.9-8.5 9 頁

頁	開示前	開示後
3	●●●●●しか算定できなかった	せいぜい数千万ドルしか算定できなかった
4	•••••	数千万ドルで
8	10 数文字墨塗り	依然、墨塗りのまま
9	3ヵ所墨塗り	第一精糖、ラッキー化学、ラッキー油脂
10	3 ヵ所墨塗りと上記は●●●●●●	製油所は●●●●●のまま、Consultant:
	●●●と提携	Universal Oily Products Co.(米)、Flower
		Co.(米)、日本揮発油、千代田化工と提携
12	2ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのままだが、単なる書き損じ
		の可能性あり
15	3 ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま
16	••••	金星工業(
31	借款の確定した事業主体と代表者が墨	韓国ナイロン徐丙秀、東洋化学金承昊、現代
	塗り	建設鄭周永、産業銀行、韓国電力、
32	同じく4ヵ所墨塗り	韓一セメント許采郁、双龍セメント洪在善、
		三洋紙業閔庚植、興韓化学朴興植
33	同じく8ヵ所墨塗り	韓国ケーブル呉仁会、金星社具貞会、三豊製
		紙禹昌淳、韓国諌苧麻鄭珪鉉、培昌工業鄭順
		造、豊農肥料全竜鉉、共興産業金福鏞、高麗
		水産申英民
34	同じく3ヵ所墨塗り	韓国電力、海運公社任光燮、興韓化学朴興植
35	同じく6ヵ所墨塗り	東和建設羅戴善、済東産業沈相俊、三養社金
		相鴻、航空会社申條浹、日新紡織金瀅楠、韓
0.0	同じても、ご用から	国諌苧麻鄭珪鉉
36	同じく3ヵ所墨塗り	韓国電力、韓国電力、韓国電力
37	同じく3ヵ所墨塗り	文理浚渫兪尚根、韓永工業李漢桓、韓国産業
90	同じく9ェ所里涂り	銀行 大韓プラスチック任昌鎬、韓国綜合製鉄、韓
38	同じく3ヵ所墨塗り	入  現  ス  ス  大  は  に  は  な  な  な  な  な  な  な  な  な  な  な  な
39	同じく 2 ヵ所墨塗り	韓国電力、テックス板産業鄭在煥
40	同じく4ヵ所墨塗り	忠州肥料、蔚山肥料李秉喆、シバル自動車崔
40	PB U <b>、*</b> # # 7  聖聖 7	茂盛、綜合製鉄
41	同じく9ヵ所墨塗り	韓国精機金連珪、大韓産業開発楊春先、現代

		建設鄭周永、大一産業金達瑀、韓一ナイロン
		全民勢内が、パー
		源、泰光産業李壬達、大林産業李在晚
49	同じく 5 ヵ所墨塗り	大平紡織申太均、泰昌紡織黄来性、起亜産業
42	向しく <b>3</b> ガガ 室室り	
		金喆浩、韓国電気冶金徐延翰、聯合鉄鋼権哲
40	同かえを、ご用込ん	兹 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **
43	同じく 5 ヵ所墨塗り 	韓国合同航業および Int Con Min Co
		RS.Whit comb および金東成、韓国ナイロン
		徐丙秀およびアメリカ BlawKnox、亜細亜自
		動車およびアメリカのアイゼンバーク社、綜
		合製鉄アメリカ BK 共同体、綜合製鉄欧州
45	上の欄外2ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま
"	会社名と社長名が墨塗り	三井物産株式会社 代表取締役社長
		水上達(三) 注(三)は今も墨塗り
"	5行目、5文字墨塗り	韓国電力(株)
"	8行目、5文字墨塗り	韓国電力(株)
"	6ヵ所墨塗り	東京芝浦電気(株)、石川島播磨重工業(株)-
		於、韓国電力(株)、韓国電力(株)、李戴仁、
		金善集両常務、仝社々長朴英俊
]]	下の欄外の8文字墨塗り	三井物産株式会社
46	上の欄外1ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま
"	3行目、5文字墨塗り	韓国電力(株)
"	下5行目、英文墨塗り	Kitami Co.ld
]]	下の欄外の8文字墨塗り	三井物産株式会社
47	宛先の会社名と社長名が墨塗り	新日本窒素肥料株式会社
		取締役社長 吉井喜一
"	買手の会社名が墨塗り	大韓プラスチック工業株式会社
48	5ヵ所墨塗り	大韓プラスチック工業(株)、日綿実業(株)、
		大韓プラスチック工業(株)、BlawKnox 社、
		大韓プラスチック工業(株)

文書1914(134)「日韓会談における韓国の対日請求8項目に関する討議記録」1964.10

頁	開示前	開示後
3	目次が2行墨塗り	(6)日本側として容認し得る範囲
		(6)日本側として容認し得る範囲
4	目次が 11 ヵ所墨塗り	11ヵ所全て日本側として容認し得る範囲
5	韓国側請求額と●●●●●一覧表	韓国側請求額と日本側容認額一覧表
7	個人の請求権については●●●●	個人の請求権については日本人並みに取り扱
	•••••	うという原則をもつて支払う用意があると
13	2 行墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
15	金額が 15 ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
16	金額等5ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
18	金額等 12 ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
"	右側下 3~2 行が墨塗り	韓国側請求の趣旨は一応理解できるので、好
		意的に考慮する用意はある。
19	7 行目が墨塗り	日本側として容認し得る範囲
"	金額等 22 ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
20	金額等 30 ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
21	金額等 21 ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
"	右側下 2~1 行が墨塗り	その絶対値において両者間に大きな距離があ
		るが、
22	左側上4~5行が墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
23	1ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
24	3ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま

# 25頁「朝鮮における道別、人種別人口調書」の数字が開示されたので、下に複写する。 開示前の状態



計 注イ、この調響の計数は、朝鮮総督府が資源調査法に基于き、昭和19年5月1日午前零時現在 の人口を調査した計数で、「人口調査結果報告」(朝鮮総督府舗昭和19年10月)に掲載さ れていたものである。 注中、調査時期現在陸藻軍部隊および経絡内に現住したものは含まれていない。

# 開示後

(注5) 朝鮮における道別、人類別人口調整 (19.5.1 現在)

. 1	Ħ	5	31)	内绝人	朝鮮人	台湾人および南洋人	外国人	計
咸	鎲	北	遊	74,190	1,039,200	64	10,967	1,124,421
蹴	鏡	隋	道	. 69,110	1,939,093	12	7,137	2,015,352
꽉	安	北	進	27,265	1,826,863	12	28,659	1,882,799
Sp2	安	南	道	50,715	1,767,202	6	8,518	1,826,441
寅	ř	臣	潉	25,095	1,986,126		3,710	2,014,931
红	R	Į.	遊	- 19,386	1,837,807	9	1,028	1,858,230
京	6	と ・	潍	197,929	2,886,724	253	7,328	3,092,234
忠	洲	北	瀵	8,642	971,460	3	383	980,488
忠	滑	南	泚	25,829	1,648,741	1	908	1,675,479
慶	尚	北	滋	42,055	2,562,914	3	489	2,605,461
庚	尚	南	遊	97,345	2,319,186	. 5	848	2,417,384
全	羅	北	道	33,068	1,640,643	. 4	977	1,674,692
全	羅	南	道	41,954	2,707,393 .	1	621	2,749,969
	計	-		712,583	25,133,352	373	71,573	25,917,881

頁	開示前	開示後
26	右側、2 行墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
27	左側、金額が3行墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
28	7ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
29	11 ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
31	簡易生命保険の表、全て墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
32	郵便年金の表、全て墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
33	2ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
34	5ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま
35	左、6 行目が 1 行墨塗り	日本側として容認し得る範囲
"	1ヵ所墨塗り	依然、同じように墨塗りのまま

38頁朝鮮に本店や事務所を所有していた法人の残余財産が開示されたので、下に複写する。

会	社	名	現 金	# # # 数	式 額面金額_
朝鮮	缑	行	 	23,570	11,785,000
朝鮮	偕	託(株)	226,774	_	_
小 林	鉱	梁 (株)	100	362	18,100
(株)丁	子	屋 商 店	30	16	800
日本高層	波测	[工業 (株)	. —	8,442	422,100

成 数 鉱 業(株)	264.56	-	<u> </u>
朝鮮食糧営団	6,446,400	_	_
朝鮮自転車製造(株)	768	_	
朝 鮮 石 油(株)	869,622.10		
朝 鮮 電 葉(株)	9,639		_
朝鮮 安 酒(株)	2,459	_	_
蔚 山 建 設(株)	6,328.36	_	
朝鲜紡様(株)	8,322.40	_	-,
(株) 社 本 商 店	1,202.42	-	
東 邦 鉱 紫(株)	1,220.40	_	_
(株) 清水精米所	418	_	_
日 硬 産 業(株)	_	80	4,000
西日本汽船	247.50	52	2,600
(株)朝鮮貯畜銀行	3,132	1,991	995,500
朝鮮米穀倉庫(株)	37,357.50		_
国産自動車(株)	36,000	_	_
大昌與業(株)	- '	640	320,000
(株)朝 典 级 行	51,930	28,792	14,396,000
(株) 朝鮮商業銀行	. 98,018	8,042	4,021,000
迫間興業(株)	5,540	_	_
計 25 社	7,805,771.24	71,987	31,965,100

頁	開示前	開示後
38	金額が3行墨塗り	10 億円、額面 500 円、200 万株
39	左側、2 行目金額が 1 ヵ所墨塗り	10 億円

39頁朝鮮に本店のあつた閉鎖機関の新会社名が開示されたので、下に複写する。

	去、人 名	新会社名
閉鎖機関	朝鮮銀行	株式会社日本不動産銀行
在外会社	小林鉱業株式会社	ダイジェット工業株式会社
# .	大日工業株式会社	大日鉛工業株式会社
. "	株式会社丁子屋商店	株式会社丁子屋商店
"	日窒鉱業開発株式会社	日空鉱業株式会社
"	日本高周波重工業株式会社	日本高周波绸業株式会社
	京仁商船株式会社	大仁商船株式会社
	日硬産業株式会社	日硬陶器式株会社
. // .	西日本汽船株式会社	新西日本汽船株式会社
W	豊国製粉株式会社	1
//	金干代倉庫株式会社	
#	黄海農業株式会社	<b>豊国製粉株式会社</b>
	斉聯合名会社	
	斉藤精米株式会社	)
"	株式会社大橋農場	大橋林業株式会社
	朝鮮皮革株式会社	同和皮革株式会社
#	日本耐火材料株式会社	日耐株式会社

在外会社 这些鉱業株式会社

朝鮮石油株式会社

半島農業土木株式会社

朝鮮郵船株式会社

株式会社朝鮮貯蓄銀行

株式会社朝興銀行

式株会社朝鮮商業銀行

美幌鉱業式株会社 石油化学工業株式会社 (株式会社新開地映画館 新開地土地株式会社 東京郵船株式会社 貯銀興業株式会社 株式会社朝興社 大昌商事株式会社

(4) 清算結了した閉鎖機関一覧表

本店又は主たる 名 清算結了日 事務所の所在地 朝 鲜 銀 行 京城府中区 32. 7.24 株式会社朝鮮殖産銀行 京城府中区 33, 9, 3 京城府中区二 朝 觧 信 託 株式会社 34. 7.18

39~42頁整理完結した在外会社の一覧表が開示されたので、下に複写する。

本店又は主たる 事務所の所在地 朝日軽金属株式会社 京城府中区 小林鉱業株式会社 京城府中区 大東鉱業株式会社 京城府中区 大日工業株式会社 咸饒南道與南府 株式会社丁子屋商店 京城府中区 朝鮮郵船株式会社 京城府中区 朝鮮油糟船株式会社 京城府中区 日窒鉱業開発株式会社 京城府中区 日本高周波重工業株式会社 京城府中区 三井軽金属株式会社 京城府鍾路区 石川県農業株式会社 全羅北道金堤郡 エタニットパイプ朝鮮販売株式会社 京城府中区 株式会社大橋農場 全羅北道釜山郡 共栄殖産株式会社 咸鏡北道城津府 金井鉱業株式会社 京城府中区 京城化学工業株式会社 京城府中区

京城電気株式会社 京城府中区 京仁商船株式会社 光州產業株式会社 光節鉱山株式会社 株式会社沢山兄弟商会 三成鉱業株式会社 三陟開発株式会社 昭陽鉱業株式会社 順安鉱業株式会社 成歓鉱業株式会社 清津魚糧工業株式会社 大陸重工業株式会社 高潮合名会社 株式会社高橋商店 株式会社高福商店 辰巳物産株式会社 瑞豊鉄道株式会社 中外與樂株式会社 朝鮮アルミニウム工業株式会社 朝鮮雲母開発販売株式会社 株式会社朝鮮衛生実験所 朝鮮鴨緑江水力発電株式会社 朝鮮碍子株式会社 朝鮮海陸運輸株式会計 朝鮮火薬製造株式会社 株式会社朝鮮機械製作所 朝鮮教学図書株式会社 朝鮮漁業合資会社 朝鮮切飯販売株式会社 合資会社朝鮮均益貿易公司 朝鮮近震運輸株式会社 **朝鮮具羽紡債株式会社** 朝鮮軽金属株式会社

京城府中区 全羅南道光州府 京城府中区 釜 山 府 京城府鍾路区 京城府中区 京城府中区 平安南道平原部 电清商谱天安郡 成鏡北道清津府 釜 山 府 京城府中区 京城府中区 京 城 府 中 区 京装府中区 京城府中区 平 壌 府 一仁 川 府 京姚府中区 京 城 府 京城府中区 慶尚南道馬山府 京城府中区 京城府中区 京城府区中 京城府鍾路区 江原道高城郡 京城府 ,京城府永登浦区 京越府中区 京被府中区 京城府鎮路区

朝鮮京南鉄連株式会社 朝鮮毛厳株式会社 朝鮮光学工業株式会社 朝鲜鋼管販売株式会社 朝鮮興業株式会社 朝鮮鉱業振典株式会社 朝鮮山皮鉱山開発株式会社 朝鮮自転車製造株式会社 朝鮮重工業株式会社 朝鮮食糧営団 朝鮮神鋼金属株式会社 朝鮮人造石油株式会社 朝鮮水産開発株式会社 朝鮮水産化工株式会社 朝鮮住友軽金属株式会社 朝鮮製塩工業株式会社 朝鮮製鉄株式会社 朝鮮製油株式会社 朝鮮石炭株式会社 朝鮮石油株式会社 朝鮮石油配給株式会社 朝鮮船舶運航統制株式会社 朝鮮大陶工業株式会社 朝鮮東海電極株式会社 朝鮮電業株式会社 朝鮮電業製鉄株式会社 朝鮮電工株式会社 朝鮮鉛工業株式会社 朝鮮日產化学株式会社 朝鮮農薬株式会社 朝鮮安酒株式会社 朝鮮皮革株式会社 朝鮮物座株式会社

忠濟南道天安郡 慶尚南道密陽郡 京城府中区 城 京 城 一府 京城府四大門区 京 城 府 中 区 京城府中区 Щ 貉 府 京 城 府 京城府中区 成鏡北道塵與郡 京城府中区 成鏡北道清津府 京城府鐵路区 京城府中区 京城府中区 LLI. 府 京城府中区 京城府中区 京城府西大門区 संस 披 府 京 煡 府 鎮 南 浦 京城府中区 京城府中区 京 絾 府 仁 111 府 京 城 府 京 坡 府 京 坡 腁 京城府永登浦区 京城府中区

朝鮮報国鉱業株式会社 朝鮮紡織株式会社 朝鲜松下電器株式会社 朝鮮無煙炭株式会社 朝鮮總花株式会社 朝鮮油脂株式会社 朝鲜洋紙配給株式会社 朝鲜理研航空機材株式会社 朝鲜殖炭株式会社 株式会社辻本商店 東字興業株式会社 東拓鉱業株式会社 東邦鉱業株式会社 東統緞維工業株式会社 永岡産業株式会社 中川鉱業株式会社 南北棉葉株式会社 西日本汽船株式会社 日遊土地建物株式会社 日硬産業株式会社 日硬商事株式会社 日本機能株式会社 日本精工株式会社 日本耐火材料株式会社 迫間與業株式会社 半島農業土木株式会社 弘中重工集株式会社 株式会社福田又商店 能山鎮埋築株式会社 平北鉄道株式会社 费国製粉株式会社 北鮮製紙化学工業株式会社 三井油脂化学工業株式会社

京 坡 府 ш 絃 府 京城府永登浦区 補 木 府 京城府鍾路区 京城府中区 忠清南道太田府 京城府西大門区 京・城 忠清南道天安郡 京城府中区 京 坡 京城府中区 京 城 京 京城府中区 Щ 京城府中区 釜 ш 曓 府 Ш 东 城 京城府中区 京城府中区 - 釜 Щ 京城府中区 京城府龍山区 京城府中区 甜 府 京城府中区 京 城 成鏡北道吉州郡 京城府中区

翻鮮バリウム工業株式会社 成鏡北道清津府 株式会社三中井 京城府中区 馬 山 馬山埋築株式会社 宫本商店株式会社 成鏡北道清津府 成鏡北道慶與部 維基酒造株式会社 合資会社森農場 黄海道英海郡 遊伽鉱業株式会社 合名会社阿川組 京城府鍾路区 咸鏈北道清津府 井川工業株式会社 利原鉄山株式会社 ... 京越府中区 天德與業株式会社 範規炭鉱株式会社 成鏡北道鑓城郡 京 坡 府 金千代倉庫株式会社 朝鲜鋼材株式会社 平鎮府 府 烒 黄海農業株式会社 城津合同木材株式会社 京 拔 府 中 区 京 齑膳合名会社 積善殖産合名会社 京城府中区 成鏡北道清津府 **奇藤精米株式会社** 合名会社長井筠店 鎮南蒲府 京 城 株式会社和信 立石虛樂株式会社 釜 ılı 府 咸鏡北道会寧郡 朝鮮飛行機工業株式会社 会學木材共販組合 京城府中区 忠清北道義州郡 斯山建設株式会社 藍沢鉱業株式会社 釜 山 府 成鏡北道清津府 大原証券株式会社 京城府中区 成北倉庫株式会社 摩尚南道晋州府 共同漁業株式会社 朝鮮特種製紙有限会社 京 城 府 京城府中区 親和木材株式会社 野呂克産業株式会社 京城府西大門区 成鏡北道清津府 合資会社黒川組 株式会社成業社 京城府中区 28 朝鮮火災海上保険株式会社 北鮮商事合資会社 京城府中区 - 府 絵 ш 株式会社朝鮮商業銀行 株式会社清水精米所 京城府中区 株式会社朝鮮貯蓄銀行 京城府中区 合資会社江口商店 成绩北道清津府 朝鮮無尽株式会社 清津木材共同販売組合 京越府中区 京城府中区 山高証券株式会社 朝鮮中央鉱業株式会社 京城府中区 京城府中区 秋田水産工業株式会社 財団法人朝鮮殖産銀行共済会 成鏡北道清津府 京城府西大門区 株式会社朝興銀行 朝鮮単式印刷株式会社 京城府中区 嬢 府. 朝鮮製練株式会社 京城府中区 西鮮実業株式会社 釜 株式会社常盤洋行 新義州区 釜山水産株式会社 府 三国石炭工業株式会社 京 城 京城府鍾路区 株式会社橋口金物店 练· ш 廞 森林産業株式会社 釜 山 株式会社荻野商店 府 府 京城府龍山区 郡 ш 三宝鉱業株式会社 道本合名会社。 京城府中区 勝屋証券株式会社 京城府中区 杉山産業合名会社 24¢ . 朝鮮米穀倉庫株式会社 京城府中区 石井特殊鋼株式会社 京城府中区 合資会社京城日報社 京城府中区 国産自動車株式会社 木 京城土木株式会社 株式会社内谷商店 京 城 府

清津水盛洙式会社 大昌與樂株式会社 立山証券株式会社 威鏡北道清津府 京 城 府 中 区 京 城 府 中 区

42~43頁現在整理中の在外会社一覧表が開示されたので、下に複写する。

法 人 名 本店又は主たる事務所の所在地

財団法人交通康生会

京城府龍山区

日鲜礦業株式会社 秋田証券株式会社 金 融 組 合 咸鏡北道鏡坡郡 京 披 府 中 区 朝鮮地区 626。所

頁	開示前	開示後
43	朝鮮金融組合連合会の財産目録が墨塗り	依然、墨塗りのまま
44	右側、1 行目が墨塗り	日本側として容認し得る範囲
"	右側、4~5 行目が墨塗り	これら閉鎖機関ないし在外会社の本来の
		朝鮮人株主に対する残余財産分配金及び
		新会社株主については当然引渡しが考慮
		されて差し支えないものと考える。
"	分配留保の現金、株式、合計が墨塗り	7,805,771 円、72,987 株、39,770,871 円
"	人口比で推定した南鮮分金額	39,771 千円×0.7=27,840 千円
"	6年間の年利が墨塗り	年利 5%
"	6年間の利息金額	8,352 千円
"	供託したもので朝鮮人と思われる分	15 社計 234,461 円
54	日本側主張が墨塗り	依然、墨塗りのまま
56	左側、3 行墨塗り	その他の法人、個人の所有するものにつ
		いては、所有者名等事実をよく究明し、
		軍令に関係なく本来韓国人の所有するも
		のであれば返還の要求に応ずることを考
		慮する考えであるが、所有者名、金額等
		についての事実関係の究明は非常に困難
		な仕事になるであろう。
"	左側、下から2行目が墨塗り	日本側として容認し得る範囲
"	左側、下から1行目が墨塗り	依然、墨塗りのまま
"	右側、14ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま
57	左側、7ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま
58	国債の登録件数、元金高の金額全て墨塗り	依然、墨塗りのまま
60	右側、下 11~10 行目が墨塗り	日本側として容認し得る範囲
		日本側としては日銀職員立合いの焼却分
		及び現物が残存するものについては韓国
		側請求に応ずることを考慮している。た
		だし、
"	焼却日銀券の金額が墨塗り	依然、墨塗りのまま
61	朝鮮銀行保管の焼却分金額が墨塗り	日本政府紙幣 4,000,000 円
		日本軍票 192,958 " 36
		中央儲備銀行券 1,374,550 ″ 11

"	左側、10~12 行目が墨塗り	依然、墨塗りのまま
62	左側、3ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま
IJ	左側、16~17 行目が墨塗り	が、双方の納得する金額を基礎として、
		検討を重ねたい。

1946.12.21に大蔵省がSCAPに報告した未払金額237百万円の内訳が開示されたので、下に 複写する。これは国立公文書館つくば別館史料 [経済協力/韓国105]という名称で既に開示 済みで、広く知られている。何を今さら外務省が墨塗りしているのか、余ほど暇なようだ。

(調査先)	(件数)	(債務額)	(粒 類)
国家地方警察 本部	. 2	1,708.00	恩給
遅輪省(中央 気象台)	1	2,400.00	. "
郵 政 省	2	304.73	俸 給
	4	555.67	季 当
•	11	362.46	共済組合脱退 一時金
農 林 省 (林野庁)	. 1	532.00	俸 給
Ç11 - 12 1	1	58.00	郵便貯金
宮 内 庁	24	4,780.11	恩 輪
	27	3,123.75	手 当
運 輸 省 (船員局)	311	417,500.00	俸給手当
法 務 府	127,161	60,047,992.43	供託現金
	· 2,075	940,150.50	供託有価証券
旧陸軍 軍人	77,000	.9,000,000.00	俸給等
軍馬	38,000		
旧海軍.	55,823	56,301,431.00	俸給等
労 働 省 俸給及び手 当(供託済)		4,582,401.54	
郵便貯金		9,450,428.03	
銀行預金		13.465.49	
有価 誑券		55,448.57	
未 払 金		96,741,510.90	
#1		110,843,254.53	
総計		237,564,153.95	

頁	開示前	開示後
62	右側、7ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま
63	10 ヵ所墨塗り	依然、墨塗りのまま

64~65頁、前出の大蔵省報告、英語版が開示されたので、下に複写する。

Kind of fund	Amount	Condition at present	Case
Ordinary Pension	1,708.00	Pensioner's addresses are not clear, so the payment has not been made. Fund has been held at the Competent Office.	ı
do.	2,400,00	đo.	1
Salary	304.73	Hold as a cash by the chief of the savings section	2
Allowances	555.67	do.	4
Salary	532.00	Hold cash by the Forestry administ- ration Sec.	1
Postal Savings	58.00	do.	1
Grant of a lump sum of mutual Aid Assoc.	362.46	A accrued trans- fer savings, as remittance has not been made,	11
Total	5,920.86		22
Pension	4,780.11	Held by the Chief of Accountant Sectio of the Imperial Hous hold Board, as no re- quest has been made since the termination of the war	e-
Allowance	3,123.75	do.	27 ·
Total	7,903.86		5I

Fund for persons now in the South Korea.

壬7,000,000.00

North Korea

¥2,000,000.00

Total

¥9,000,000.00

Number of person concerned

Solider

77,000

Civilian in Army

employment

88,000

Total

115,000

B. Navy: Competent Office: the Navy Repatriation Burea

ltem	Number of case	Amount
Navy Repart. Bureau (Head Office)	26,691	¥39,626,257.31
Yokohama Repat. Bureau	5,304	4,931,810.66
Kure Repat. Bureau	11,039	7,300,148.59
Sasebo // -	12,486	2,872,803.76
Maizuru 🖋	303	1,570,411.45
Total	55,823	56,301,431.77

Item '	Number of case	Amount
Salaries and	311 men	417,500 yen
allowance		

### B. Fund kept in the custody of Attorny General.

Item	Number of case	Amount	Depositor
Cash Securities not yet	127,161	¥60,047,992.43	233
delivered to the owner	2,075	940,150.50	6
Total	129,236	60,988,142.93	239

	ltem	Number of case	Amount	Remarks
a.	Salaries and	men		Deposited at each
	allowances	32,700	¥4,582,401.54	local attorny
				General's Office by
			-	the employers
b.	postal Savings		9,450,428.03	Fund referred to
				in item b—Care
		men		
c.	Bank Deposits	300	13,465.49	in the custody of
				factory and/or
đ.	Financial secu-			mine master and
	rities not yet			are supervised by
	transferred to			the Ministry of
	the owner	-	55,448.57	Labore
e.	Amounts Payal	ole —	96,741,510.90	
	Total		110,843,254.53	

It's amounts are as followings ¥2,676,216.58 67頁、朝鮮人労務者数の日本側提出資料が開示されたので、下に複写する。

### 集団移入朝鮮人労務者数

(a)	総	数	667,684
(b)	終酸時現在	数	322,890

### (6) 集団移入の種類

種 類	期· 間	人员
能 数	1939年9月—1945年4月頃	667,684
自由募集	1939年9月—1942年2月	148,549
官 斡 旋	1942年2月—1944年8月	約32万
国民欲用	1944年9月-1945年4月頃	約20万

# (4) 昭和20年3月末移入勞務者現在員数

移入 者数	604,429
滅 甉 数	328,567.
期間資子 期間 関連 期間 関連 対 関連 対 対 関連 対 対 対 対 対 対 対 が 表 が の の の の の の の の の の の の の	52,108 15,801 226,497 209,750 4,121 (12,626) 46,306
現 在 員 数	288,488

頁	開示前	開示後
68	復帰者の数が墨塗り	12,626 名
"	職場離脱者の数が墨塗り	226,497 名
"	その他の数が墨塗り	46,306名

68頁朝鮮関係軍人軍属の数が開示されたので、下に複写する。

#### 朝鮮関係軍人軍異數

身 分	復 員	死 亡	<del>81</del>
を を を を を は を に に に に に に に に に に に に に	89,108 45,404 134,512	5,870 2,99a 8,861	94,978 48,395 143,373
新 ( ま ) ( ま ) ( ま )	21,008	308	21,316
	64,639	13,013	77,652
	85,647	13,321	98;968
合{單点	110,116	6,178	116,294
	110,043	16,004	126,047
	220,159	22,182	242,341

頁	開示前	開示後
68	復員数を昭和25、6年頃集計したもの	約 14 万
"	陸軍省が断片的な資料を合わせたもの	約 11 万人
11	上のふたつの数字と合わせたもの	14万、11万、約25万

"	照合作業の結果	143,373 人
"	上のふたつの数字	11 万と 14 万
"	日本側提出の数字	143,373 名
"	韓国側の数字はふたつを加えたもの	11 万と 14 万
"	海軍関係の台帳を整理綜合した数字	98,968 人
69	21ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま
70	特別志願兵、13年には	400 人
"	14年に	600 人
"	15年に	3,000 人
IJ	16年に	3,000 人
"	17年に	4,400 人
"	18年に	4,400 人
"	徴兵令が実施され毎年	5万人
"	全部の合計	約 12 万
"	右側4ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま

70~71頁、朝鮮人外地引揚の数が開示されたので、下に複写する。

# 朝鮮人外地在住者引揚(昭 24.4.1 現在)

豪 :	州 地	X	3,051
中		野	58,924
-		_	
関	東	州	2
£ì		灣	3,449
^	7	1	2,647
畓		港	302
俸 :	太•千	島	55
満		州	. 11,609
W		印	454
北	仏	即	120
太平	洋地	区	14,014
比		胁	1,408
玩 :	球 諸	島	1,757
シベ	リヤカ	包区	150
東南	アジアナ	岖	7,401
1	BH*		105,343

頁	開示前	開示後
71	下9行目が墨塗り	日本側として容認し得る範囲
]]	左下2行~右5行が墨塗り	依然、墨塗りのまま

# 72 労働省が集めた名簿の数 137,406 名

72頁、朝鮮人労務者対日本動員数調が開示されたので、下に複写する。

### 朝鮮人労務者対日本動員数調

华 度	計 数	石炭山	金属山	土 建	工場その他	24
昭和14年	85,000	.34,659	5,787	12,674	_	53,120
昭和 15 年	97,300	38,176	9,081	9,249	.2,892	59,398
昭和 16 年	100,000	39,819	9,416	10,965	6,898	67,098
昭和17年	130,000	77,993	7;632	18,929	15,167	119,821
昭和18年	155,000	68,317	13,763	31,615	14,601	128,296
昭和19年	290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	286,432
昭和20年	50,000	797	.229	836	8,760	10,622
計	907,300	342,620	67,350	108,644	206,073	724,787
終戦時現在		121,574	22,430	34,584	86,794	365,382

頁	開示前	開示後
72	昭和 19 年計画数が中途で変更した数	326,000

72頁昭和20年9月議会配布の厚生省資料が開示されたので、下に複写する。

### 外地労務移入數

年度		人	眞
昭和14		85,0	000
15		88,0	000
16		81,0	000
17		120,0	000
18		170,0	000
19		290,0	000

頁	開示前	開示後
72	終戦期、勤労動員に従事していた数	322,890

72頁「朝鮮人の内地移入計画」が開示されたので、下に複写する。

年	移入	45 that WA-	移入				蚝		現在数
废	計画	承認数	実 数	逃亡	帰 郷	死亡	その他	91	
14	85,000	58,134	38,700	2,600	711	81	247	3,639	38,700
15	88,800	71,695	54,944	20,430	8,336	406	2,005	31,177	90,005
16	81,000	77,071	53,482	27,674	14,816	664	3,123	46,277	112,310
17	120,000		96,010				3,881	55,487	158,715
18	125,000								

頁	開示前	開示後
72~73	昭和 19 年朝鮮人労務者移入状況調	依然、墨塗りのまま
73	左側、3ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま

73頁内務省警保局統計、在日朝鮮人移入労務者数が開示されたので、下に複写する。

### A 在日朝鮮人中の移入労務者(19年末現在)

項			E		人员		
朝	鮮	人	総	数	1,936	,843	
移力	人分割	多者	<b>選</b> (徽)	集 開幹旋 計	(19 (224 243	(,513) (,300) (,813	
そ	め	他	_	般	1,693	3,030	

### B 移入労務者数 (20年3月末)

'項	E	総 数	夢 集	徵用斡旋
割	当 認 可 数	711,505	195,204	516,301
移	入 省 数	604,429	148,549	455,880
滅	矩 数	328,567	129,074	199,493
被耗	(期間満了)	(52,108)	(32,445)	(19,663)
11	(不良送還者)	(15,801)	(7,137)	(8,664)
17	(选 走 者)	(226,497)	(78,181)	(148,316)
#	所在不明者	209,750	70,438	139,312
11	発見送還者	4,121	2,760	1,361
	復 帰 者	12,626	4,983	7,643
	(その他)	(46,306)	(16,294)	(30,012)
現	在 数	288,488	24,458	264,030

頁	開示前	開示後
73	死亡者数 14 年、15 年、計	76、42、118
73	左側、3ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま

76頁「国民動員計画により導入された朝鮮人労務者」の表が開示されたので、下に複写する。

年度		日本内地·樺太·南洋		日本内地のみ			受入実数(2)	現在數	ほか軍要員日本内 地への送出( )	
	計画数	渡航数	計画数	承認数	渡航数				はうち徴用	
14	85,000	53,120	85,000	58,134	49,819	38,700	38,700	18,626	0 '	
15	97,300	59,398	88,000	71,695	55,979	54,944	54,944	63,038	65	
16	100,000	67,098	81,000	77,071	63,866	53,492	53,492	77,086	5,396 ( 4,895)	
17	130,000	119,821	(130,000) 120,000	121,320	111,823	112,001	112,007	122,126	4,171 ( 3,871).	
18	155,000	128,296	150,000	-	125,286	122,237	122,237	172,393	4,691 ( 2,341)	
19	290,000	286,432	(379,747) 290,000	_	228,320	254,397	280,304	270,660	24,071 (21,071)	
20	50,000	10,622	50,000		_		(推定) 6;000	288,488	31,603 (30,606)	
25	907,300	724,787	864,000		Name.	635,771	667,684	_	69,997 (62,784)	
終戦時 現 在	_	365,382	_	_		-	_	(厚生省) 322,890	_	

頁	開示前	開示後
76	20 年対内地国民徴用数	9,786
11	内務省警保局統計による20年3月末までの計	604,429
77	総督府資料による渡航者数	724,787
11	内務省資料による受入実数	635,771
11	昭和 20 年 88 臨時国会で厚生省配布の数	322,890 人
"	移入総数	667,684 人

77頁「移入後の経過」が開示されたので、下に複写する。

項目	人員
移入総数	667,684
(1) 終戦時現在職場にいたもの	322,890
(2) 期間装了帰鮮者	52,108
(3) . 不良送還者	15,801
(4) 逃亡後発見送還者	4,121
(5) 所在不明者	$225,458 - \alpha$
(6)・そ の 他	
1. 死亡、2. 病気及び家事都合に より永久帰鮮等	46,306+ α

頁 開示前 開示後 77 警保局統計による 20 年 3 月の所在不明者 209,750 警保局統計による 20 年 3 月のその他 IJ 46,306 20 ヵ所墨塗り 依然、墨塗りのまま 78 6ヵ所墨塗り 依然、墨塗りのまま 79 朝鮮関係恩給計数が墨塗り 依然、墨塗りのまま 82 IJ 本邦在住で既に支払った金額 294万5,298円 日本側見解要旨が墨塗り 恩給支給の範囲について、日本側として 83 は、必ずしも既裁定者に限るとの狭い態 度ではないが、 軍属は、いわゆる未復員者給与表による 右側下 11~10 行が墨塗り 支給以外には考慮できない。 右側下3行が墨塗り 日本側として容認し得る範囲 IJ 中段、約10行が墨塗り 依然、墨塗りのまま 84

84頁右側、「朝鮮人恩給受給権者人員数」が開示されたので、下に複写する。

		既裁定	未	未裁定	
		年金	年金	一時金	合 計
		- 스.	人	人	人
文官	医庫支弁 { 駅 給 局 長 朝鮮総督道知事	2,228) 5,632)	8,032	8,626	24,518
4	地 方 費 支 弁	540	349	10,588	11,477
	R†	8,400	8,381	19,214	35,995
軍人	国廊支弁 恩 給 局 長	176	6,187	24	6,387
合計	国庫支弁 {恩 給 局 長 朝鮮総督道知事	2,404) 5,632)	14,219	8,650	30,905
"	地方费支升	540	349	10,588	11,477
. #	nt-	8,576	14,568	19,238	42,382

頁		問子仫
貝	開示前	開示後
84	右側、9ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま
85	2ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま
86	恩給受給権者調表が全て墨塗り	依然、墨塗りのまま
88	2ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま
89	昭和 27 年 4 月分迄の朝鮮関係恩給	依然、墨塗りのまま
	計数表が全て墨塗り	
90	3ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま
91	昭和 20 年 8 月以降全員失権までの	依然、墨塗りのまま
	朝鮮関係恩給計数表が全て墨塗り	
94	未裁定文官恩給受給者人員数	依然、墨塗りのまま

95頁、総督府統計年報による昭和17年末「在職朝鮮人恩給関係人員」表が開示されたので、下に複写する。

	_		国庫支	<b>弁教员</b>	1		_	地ブ	費支弁	联 員		٠		合			
	粉任	奏任	奏任 (待)	判任	判任(符)	Rt.	奏任	<b>発任</b> (存)	判任	判任 (待)	R†	勒任	奏任.	<b>柴任</b> (符)	判任	判任(符)	21
女 宮	12	330	35	4,555	362	5,294	14	13	46	890	963	12	344	48	4,001	1,252	6,257
資源提盟森晉	-	_	_	128	9,349	9,477	_	_	_	353	353	-		_	128	9,702	9,830
教育颚員		_	_		_		11		10,471	1	10,483		11	_	10,471	1	10,483
合 計	12	330	35	4,683	9,711	14,771	25	13	10,517	1,244	11,799	12	355	48	15,200	10,955	26,570
Abrano 1	who make their courses with the	DA SE MAL															

俄考1. 文官数には特遇職員数を含む。
2. 26,570 人には恩給法適用外職員を含まない。
2. 26,570 人には恩給法適用外職員を含まない。
(i) 第 84 隣会(昭和 19 年度)説明資料に昭和 18.12.1 在職朝鮮人(現員)の判任特遇以上の職員数として 33,881 人の数字がある。このうも恩給法適用職員は昭和 18.12.1 現在同法適用外職員 4,229 人を除くと 29,652 人となるが、この中には昭和 18 年中の採用者(在職 3 年未満)が、相当数含まれていることが推定される。

頁	開示前	開示後
97	引揚朝鮮人から保管した紙幣	依然、墨塗りのまま
	と軍票の金額が全て墨塗り	
98	税関に寄託された通価額	金額について調整を得た上で考慮したい。
"	鮮銀券と交換した日銀券	上記同様、金額について調整を得た上で考慮したい。

"	左側下3行目が墨塗り	日本側として容認し得る範囲
"	税関に寄託した通価と GHQ	依然、墨塗りのまま
	から寄託された朝鮮銀行券	
"	GHQ から寄託の鮮銀券	324,999,820 円A
11	未使用分で返却または焼却分	276,285,130 円B
"	上の A-B	48,714,690 円
11	上記(イ)(ロ)の合計	依然、墨塗りのまま
11	南鮮に帰還した比率	依然、墨塗りのまま
11	右側、14 行目が墨塗り	支払を考慮する。
11	右側、15 行目が墨塗り	依然、墨塗りのまま
11	韓国側返還主張の朝連寄託分	54,550 千円
"	帰国した韓国人が寄託した額	54,550 千円
"	旧朝連所属財産預貯金現金	3,178,796 円 22 銭
"	旧在日本民主青年同盟所属財	16,434 円 71 銭
	産預貯金、現金の合計	

98頁、「在日朝鮮人の生活保護費支出状況」が開示されたので、下に複写する。

昭和33年3月	146 百万円	(81千人)
# 34 # 9 #	150 //	(84 // )
# 35 # 9 #	141 //	(73 // )
" 36 "6 "	148 #	(64 // )

頁	開示前	開示後
99	10 ヵ所が墨塗り	依然、墨塗りのまま
100	左 12 行目が墨塗り	日本側として容認し得る範囲
101	右5行目が墨塗り	日本側として容認し得る金額の総計
11	右 9~10 行目が墨塗り	依然、墨塗りのまま
11	右下2行目が墨塗り	韓国側請求額と日本側容認額
102	左1行目「題目」が墨塗り	韓国側請求額と日本側容認額
11	左2行目2ヵ所墨塗り	依然、墨塗りだが、既に文書 376 で開示され
		ているので、「項目」と「外務省」が該当
"	右6行目「ドル換算」が墨塗り	依然墨塗りだが、他の文書から 15円=1(ドル)
11	右側の日本側 AB 案が全て墨塗り	依然、墨塗りのまま

# 文書1916(136)「日韓国交正常化交渉の記録 総説四」 44 、45頁

頁	開示前	開示後
42	6~8 行が墨塗り	ただし恩給、未払給与等特別のものについては右にかかわ
		らず支払う。
44	6~8 行が墨塗り	ヘリントン国務省漁業問題特別補佐官(かつて連合国総司
		令部の水産部長であり、日米加漁業会談の米国側代表)
45	4 行目に墨塗り	ヘリントン補佐官
49	6~7 行が墨塗り	その際、あわせて日本側が韓国に未払給与、恩給等特殊な
		ものを支払い、
70	下 2~1 行が墨塗り	多額でなければある種のものは返還する用意がある」